

令和元年第8回美幌町議会定例会会議録

令和 元 年 1 2 月 1 0 日 開会

令和 元 年 1 2 月 1 2 日 閉会

令和 元 年 1 2 月 1 2 日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 79 号 土地改良事業の計画変更について
- 日程第 3 議案第 80 号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第 4 議案第 81 号 美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 82 号 美幌町会計年度任用職員制度の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 83 号 美幌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 84 号 平成 31 年度美幌町一般会計補正予算(第 7 号)について
- 日程第 8 議案第 85 号 平成 31 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 9 議案第 86 号 平成 31 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 10 議案第 87 号 平成 31 年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について
- 日程第 11 議案第 88 号 平成 31 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 12 議案第 89 号 平成 31 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 13 議案第 90 号 平成 31 年度美幌町水道事業会計補正予算(第 4 号)について
- 日程第 14 議案第 91 号 平成 31 年度美幌町病院事業会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 15 陳情第 1 号 網走川河畔公園パークゴルフ場の整備について
- 日程第 16 意見書案第 11 号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書について
- 日程第 17 報告第 14 号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部変更)
- 日程第 18 報告第 15 号 定期監査報告について
- 日程第 19 報告第 16 号 例月出納検査報告について(8 月～10 月分)
- 日程第 20 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | | | |
|----------|-----------|---------|-----------|
| 1 番 | 戸 澤 義 典 君 | 2 番 | 稲 垣 淳 一 君 |
| 3 番 | 大 江 道 男 君 | 4 番 | 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 | 木 村 利 昭 君 | 6 番 | 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 | 馬 場 博 美 君 | 8 番 | 古 舘 繁 夫 君 |
| 9 番 | 藤 原 公 一 君 | 10 番 | 坂 田 美栄子 君 |
| 副議長 11 番 | 岡 本 美代子 君 | 12 番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 13 番 | 松 浦 和 浩 君 | 議長 14 番 | 大 原 昇 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会 教育長	矢萩浩君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
民生部長	那須清二君	経済部長	石澤憲君
建設水道部長	川原武志君	病院事務長	但馬憲司君
事務連絡室長	志賀寿君	会計管理者	武田孝司君
総務主幹	関弘法君	防災危機管理主幹	河端勲君
まちづくり主幹	田中三智雄君	政策主幹	後藤秀人君
財務主幹	中尾亘君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	片平英樹君	環境生活主幹	渡辺靖行君
児童支援主幹	小室秀隆君	福祉主幹	影山俊幸君
健康推進主幹	大場圭子君	農政主幹	佐々木斉君
みらい農業センター主幹	午来博君	耕地林務主幹	中沢浩喜君
商工観光主幹	多田敏明君	施設管理主幹	以頭隆志君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	菅敏郎君	地域医療連携主幹	高山吉春君
事務連絡室次長	川口真人君	教育部長	田村圭一君
学校教育主幹	遠藤明君	学校給食主幹	斉藤浩司君
社会教育主幹	露口哲也君	スポーツ振興主幹	浅野謙司君
博物館主幹	鬼丸和幸君	農業委員会事務局長	酒井祐二君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君	次長	佐藤和恵君
議事係長	鶴田雅規君	議事係	新田麻美君

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから、令和元年第８回美幌町議会定例会、第３日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１０番坂田美栄子さん、１１番岡本美代子さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 議案第７９号

○議長（大原 昇君） 日程第２ 議案第７９号土地改良事業の計画変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 議案２ページ

をお開き願います。

土地改良事業の計画変更についてを御説明申し上げます。

議案第７９号土地改良事業の計画変更について。

団体営土地改良（維持管理）事業の計画を変更したいので、土地改良法第９６条の３第１項の規定により議会の議決をいただくとするものであります。

この事業は、平成２１年度から美幌町、大空町を受益として行われた美女地区国営かんがい排水事業により、大空町女満別に整備された本郷排水機場及び今回東幹線排水路の維持管理を行うための土地改良事業であります。

施工開始年度は、令和２年度。

事業名は、団体営土地改良（維持管理）事業。

地区名は、美女地区であります。

事業の概要は、国営造成施設であります本郷排水機場及び今回追加する東幹線排水路の維持管理。

事業費は、毎年度予算で定める額といたしまして、概算で年間６８４万円を見込んでおります。

事業費の負担区分の予定は、地元負担が１００％であり、この事業を実施することにより、補助率が６０％の基幹水利施設管理事業が適用され、残りの４０％に対して、大空町と美幌町が受益面積で案分した率、これを４２％とした場合、１１４万９、０００円が美幌町の負担となり、従来９８万１、０００円の負担でございましたので、今回追加する東幹線排水路の維持管理としては、１６万８、０００円が増となるものであります。

計画概要書につきましては、別紙のとおり議案３ページから６ページまでであります。経過及び変更内容につきまして、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の１ページをお開き願います。

資料 1、議案第 79 号関係。

土地改良事業の計画変更について。

中ほど、経過及び変更内容であります
が、本事業は、美幌町及び大空町にまたがる畑作地帯を対象に、国営かんがい排水事業美女地区により造成された本郷排水機場を管理することを目的とした事業であります。

国営かんがい排水事業美女地区は、前歴事業の国営直轄明渠排水事業本郷地区で整備した本郷排水機場と排水路の排水能力不足に伴う農地の湛水被害を早期に解消するため、本郷排水機場と東幹線排水路の下流一部区間の改修を指定工事として、平成 21 年度から平成 27 年度にかけて造成し、その後、令和元年度にかけて残り上流部の施設を改修しております。

湛水被害を早期に解消するため、指定工事完了とともに平成 28 年度から本郷排水機場について管理委託協定を国と両町で締結し、当排水機場の操作を行っておりますが、このたび、かんがい排水事業美女地区の完了に伴い、東幹線排水路の一部についても本郷排水機場と同様に、国と両町で管理委託協定を締結することを計画しているものであります。

このことから、本事業において、本郷排水機場と一元管理を行っている東幹線排水路のうち、当事業の採択基準に該当する一部区間を対象施設に追加する計画変更を行うとするものであります。

なお、参考資料 2 ページから 5 ページにつきましては、土地改良事業計画概要の新旧対照表を、6 ページには計画概要図の新旧対照図を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思います。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから、議案第 79 号土地改良事業の計画変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第 80 号

○議長（大原 昇君） 日程第 3 議案第 80 号オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の 7 ページになります。

議案第 80 号オホーツク町村公平委員会規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第 252 条の 7 第 2 項及び第 3 項の規定により、オホーツク町村公平委員会規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

記以下につきまして御説明をいたしますので、参考資料の 7 ページをお開き願います。

資料 2、議案第 80 号関係。

改正目的であります。人事行政に関する調査の充実を図るため、オホーツク町村公平委員会の事務職員の定数につきまして変更しようとするものでございます。

公平委員会につきましては、人事行政の運営等に関する事項を調査する機関でありまして、地方公務員法に基づいて設置される行政委員会でございます。

改正内容は、管内の町村及び一部事務組合で共同設置しておりますオホーツク町村公平委員会につきまして、事務職員の定数

を現行の２人から、改正後４人以内へと変更するものでございます。

根拠法令等は、地方自治法。

施行日は、令和２年１月１日になります。

なお、参考資料８ページに新旧対照表を掲載してございますので、御参照いただければと思います。

以上、御説明をいたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第８０号オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第８１号

日程第５ 議案第８２号

○議長（大原 昇君） 日程第４ 議案第８１号美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について及び日程第５ 議案第８２号美幌町会計年度任用職員制度の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の８ページになります。

議案第８１号美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきまして御説明をいたしますので、参考資料の９ページをお開き願います。

資料３、議案第８１号関係。

制定目的であります。地方公共団体における行政需要の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和２年度から施行されることから、会計年度任用職員の給付等に関しまして必要な事項を定めるために条例を制定しようとするものであります。

初めに、会計年度任用職員制度の概要につきまして御説明をいたしますので、参考資料の１１ページをお開き願います。

制度導入の背景であります。臨時職員等につきましては、多様化する行政需要、複雑化する住民ニーズに対応するため、教育や子育て、医療、作業分野など、さまざまな行政分野において活用されているところでございます。

地方行政を推進する上で重要な担い手となっている現状にあるところでございますが、こうした中、臨時職員等の適正な勤務条件等を確保することが求められていること、任用や処遇上の課題を解消し適正な運営を推進する必要があること、以上の理由から、これまで一部不明確であった法律上の整備を行うべく、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の見直しが行われるとともに、新たに会計年度任用職員制度が創設され、令和２年４月１日から施行されることになったところでございます。

法改正の概要を整理した図を載せてございます。

地方公務員につきましては、図の上段で示すとおり、特別職と一般職に分類されてございます。

さらに、一般職につきましては、常勤職員のほか、右端に記載のとおり、臨時・非

常勤職員などで構成されております。

今回の新たな制度は、中段に示す一般職非常勤職員につきまして、法律上、制度が不明確であったことから、新たに会計年度任用職員の規程を設けることにより、任用や処遇上の課題を解消し、適正な行政運営を確保するものであり、本議案は、そのために必要な条例を制定しようとするものでございます。

図の下段で示すとおり、会計年度任用職員につきましては、常勤職員と同じ勤務体系のフルタイム、常勤職員よりも短い勤務体系となるパートタイム、2種類から構成されることになります。

参考資料12ページをごらんいただきたいと思います。

(1)の後段の3行になりますが、このたびの条例におきましては、フルタイムとパートタイムそれぞれについての給料、手当、報酬、費用弁償の給付に関する規定を設けることとし、任用や服務規律、休暇等の勤務条件に関する事項につきましては、他の条例または規則において定めることとなります。

次に、条例制定の内容につきまして御説明をいたしますので、参考資料9ページにお戻りをいただきたいと思います。

制定内容であります。第1条は趣旨を、第2条及び第3条は、会計年度任用職員の給与に関する規定となります。第4条から第9条までは、フルタイム会計年度任用職員に関する規定を、また、第10条から第20条までは、パートタイム会計年度任用職員に関する規定についてそれぞれ定めるものでございます。

また、第21条につきましては、外国語指導助手等の給与について、第22条は規則への委任について定めるほか、附則第2項におきましては、給料や報酬の月額が減額となるもので、特に町長が認めるものについては、減給を保障して支給をすること。

附則第3項につきましては、既に共済組合に加入しているものにつきまして、別に定める額を給料として支給することをそれぞれ定めているものでございます。

根拠法令等は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律。

施行日は、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案第82号について御説明をいたしますので、議案書の17ページをお開き願います。

議案第82号美幌町会計年度任用職員制度の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

美幌町会計年度任用職員制度の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきまして御説明をいたしますので、参考資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

資料4、議案第82号関係。

制定目的であります。議案第81号で御説明をいたしました美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定に伴い、服務規律や休暇等の勤務条件に関する事項を定めるため関係条例の整備を行うものでございます。

条例制定の内容でございますが、会計年度任用職員に係る規定を追加するための条例改正が7件、名称変更するための条例改正が1件、適用除外を定めるための条例改正が1件、特別職非常勤職員の定義を変更することに伴う条例の改正並びに条例の廃止が各1件、以上、11件につきまして条例の整備を行おうとするものでございます。

なお、第10条美幌町交通安全指導員設置条例の廃止につきましては、改正法により、特別職非常勤職員の対象外となるものでありまして、今後におきましては、この制度外におきまして、その活動に対して報

償費が支給されることになります。

根拠法令等は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律。

施行日は、令和2年4月1日でございます。

なお、参考資料15ページから20ページに関係条例の新旧対照表を掲載してございますので、御参照をいただければと思います。

以上、議案第81号及び議案第82号について御説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 今日いただいた資料の中から質問させていただきたいと思います。

その前に、一言言わせていただきたいのですが、この条例改正に当たっては行政全般にわたることですので、総務文教厚生常任委員会に説明するのは当然のことだと思いますが、全般にわたることについては議員全員に説明をすべきではなかったかという思いがあります。

それともう1点、資料の提出をこちらから求めなければ出てこないという状況がありました。そういう意味で、判断することが難しいという思いを持っていますので、こういう大事なことについては、最初からきちんと説明をするなり、資料を出していただいて、短時間で理解を求めるといったことが必要ではないかと思っています。

それでは、質問させていただきます。

いただいた資料の中で、前回も説明を受けておりましたが、具体的な内容については示されておりませんでしたのでお伺いいたします。

まず、1番最初の四角の枠の下に、今回最大減額される35万円の方、それから、最少減額で10万円、平均では165.8万円となっていますが、この方たちはどうい

う状況でこうなったのかということが1点と、これだけ減額されてしまうと、家庭を持っている人たちですと大変な状況かと思っていますので、この人たちに対する説明会のあり方、これからの待遇、今後どうしていくかということも含めてお聞かせいただきたいと思います。

それから、フルタイム職員をパートタイム職員に移行するという、前回の説明では全員ではなかったと思うのですが、そういう説明を受けておりました。

ただ、先ほどの説明の中でありますけれども、地方行政の重要な担い手となっている人たちのためにフルタイムからパートタイムにするためにどういう形で説明をして、理解をしていただいているかということを説明いただきたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 何点かの御質問をいただきましたので順次御答弁をさせていただきます。

まず1番最初に、坂田議員から御指摘をいただきました、全体にかかわることありますので、議会全体に説明をすべき、あるいは、資料の提出がなかなかされなかったという点でございます。

誤解なく、決して説明を回避するという思いは毛頭ございません。

ただ、私どもの判断で、まずは所管の委員会の皆様へということで考えた次第であります。

そうした考え方に反省すべき点があれば、しっかり反省をして、今後、全体にかかわる同様の事案があれば、しっかりと機会あるごとに説明を尽くしてまいりたいと考えておりますので、まずはその点を御理解いただければ幸いです。

それから御質問をいただきました、本日の朝、資料配付をさせていただいた中でありますけれども、今回の会計年度任用職員制度の制度設計に当たりましては、これま

で任用されてきた臨時職員の皆様が、制度の導入後におきましても生活に支障を来さないようにできる限り配慮をして進めてきたところでございます。

年間の支給額、年収を保障することを第1に考えて制度設計を進めてまいりました。具体的には、新たな給料月額が現行の賃金を下回る場合については、現行の賃金をしっかりと保障したいというのが1点です。

2点目といたしましては、新たな制度で期末手当を支給できるということですが、こちらについては、国からの指導により正職員と同水準を上限として支給できるということになってございます。

正職員につきましては、期末手当の年間支給割合が2.6カ月となっておりますので、美幌町においては同様に2.6カ月を会計年度任用職員の皆さんに支給するというところで制度設計をしております。

ただ一方で、国の制度設計では扶養手当や住居手当、寒冷地手当については支給することができないということになってございますので、美幌町においてはこれまで扶養手当、寒冷地手当等を支給してきてございますので、その分が減収になってしまうということになってございます。

つきましては、そのまま減収になるということになれば、当然生活に大きな支障を来すということになりますので、できる限りということで考えたときに、給料の月額をしっかりと高い位置に設定した中で、期末手当等含めて、年間の支給総額を確保したいということで制度を確立してまいりました。

結果として、本日資料を提出させていただきましたが、16名の皆さんについては、平均で16万5,800円の減収となるということになってございます。

大変心苦しいところではあるのですが、私たちは制度設計する中では、今までの臨時職員の皆さんも当然行政サービス

を提供する上で重要な担い手であるとしつかりと認識をした中で、できる限り最大限の配慮をして、制度設計をしてきたつもりでございますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

また、2点目の14名の方が今回事務補助ということで、従来から働いていただいている方ですけれども、7時間勤務のパートに移行するということになってございます。

こちらにつきましては、各職場において、事務補助を担っていただいている皆さんがいらっしゃいますが、今回の制度設計を進めるに当たっては、各職場の所属長とヒアリングを重ねた中で、例えば、通常業務に当然支障があれば、そのような任用形態の変更はできないわけでありましてけれども、任用形態の一部見直しを行った後においても、通常業務に支障がないという中で、今回、7時間勤務のパートということで位置づけをしたいと、そのような、考え方を持ったところでございます。

また、対象の職員の皆さん、パートへの変更に限らず全ての皆さんに、12月3日以降、各職場において所属長から制度の説明をさせていただいてございます。

本日現在、各職場において、制度設計については御理解をいただいているということで報告をもらっているところでございます。

ただ、制度設計に御理解をいただいていることと、今回年収が下がってしまう方も実際におられますので、その皆さんが年収が下がることに対して全員理解をしているかということ、それは心の中まで推しはかることはできませんので、わからない部分でありますけれども、制度が新しく移行することについては御理解をいただいているという受けとめをしているところでございます。

以上、大きく2点、御答弁をさせていただきました。

どうか御理解よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） まず、最初の減額の関係、これは現状に見合っただけの保障はできるという理解でよろしいでしょうか。

それともう1点、二つ目に説明を受けましたけれど、例えば、フルタイムの人は7.75時間、パートの人は7時間。それで、給料も退職手当も出ない。それから、社会保険、共済保険にも入れないという差が出てくるわけです。

そこはきちんと理解していただいているかどうか。

もう1点、まだ説明を受けていないという方も結構いらっしゃると思います。そういう意味では、きちんとした説明が行き渡っているかという疑問があると思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁を申し上げます。

まず1点目、減収になる16人の皆さんについては、月額についてはしっかりと保障させていただくということでございますが、こちらで示している平均16万5,800円の減収というのは、年間の総支給額で平均16万5,800円減額となってしまう方が16人いるということでもあります。

毎月の給与については、これまで同様にしっかりと保障をさせていただいているというのがまず1点になります。

それから、今回任用形態が7時間勤務のパートタイムに見直しになる皆さんでありますけれども、確かにフルタイムではございませんので、退職手当の加入あるいは共済への加入要件を満たしておりませんので、そちらには加入ができないということではありますが、社会保険の加入は変わらず

加入ができるということになってございます。

また、1回目の答弁で申し上げましたが、対象となる皆さんには各所属長から説明をした上で、制度については御理解をいただいているということで報告をもらっておりますので、同じ答弁になってしまいますが、そのような受けとめでございます。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 最後ですの、私がお聞きしたかったのは、フルタイムの人たちがパートタイムになるわけです。そのときにフルタイムで働く条件とパートタイムで働く条件というのは当然変わってきますので、そういうことも納得した上で話し合いは進められているのかということをお聞きしたかったのです。

条件が違うことによって、生活環境も変わっていくということがありますので、そこら辺はきちんと対応していかなければいけないのではないかという思いがあって、質問させていただきました。

そこら辺のことは所属長から説明されていますと言っていますが、それについて、きちんと理解をしていない人たちもいるということを御理解いただきたい。

そういう人たちにもきちんと説明をすべきではないかと思っていますので、そこら辺のことも徹底していただければと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 今回、勤務条件が変更になるということでもあります。

皆さんそれぞれに当然日々の生活がございますし、各世帯によって状況は異なると思いますが、やはり年間の支給額が減収になる。あるいは、任用形態が変更になるというのは大きな問題だと捉えております。

所属長を通じて、説明をしてきているわけではありますが、やはりそれぞれの職場でしっかりと御理解をいただいた上

で、行政サービスを提供していただくということがなければ、町民の皆様にもよくない影響があるかもしれませんので、そこは機会を見て、しっかりと丁寧な説明を尽くしていく必要があると受けとめております。

今回、条例提案をさせていただいておりますけれども、今回の条例が制定されたとすれば既に説明は必要がないということではなくて、来年4月1日の施行で考えてございますので、引き続きしっかりと対象者の皆様には説明を尽くしてまいりたいと、丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん、

○7番（馬場博美君） 私は2点ほど考え方について御説明をお願いしたいと思います。

まず最初に、今回の会計年度任用職員制度については、冒頭の制定目的の中にもありますけれども、私も行政にいましたので、臨時職員の方は資料によりますと364名ということでございます。

日々、雇用形態からいっても不安な状況にあったと思いますけれども、今回、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴って、来年4月から施行されることについては、臨時職員等にとっては適正な勤務時間を確保する観点が求められていることなどから、今回任用上の職業の課題を解消することについては大変よいことだと思います。

坂田議員からもありましたけれども、私は今回、今日配付していただいた資料につきましても、実は2回ほど説明を受けてございます。11月26日、12月10日に説明は聞いたのですけれども、非常に私は理解できませんでした。

先ほど総務部長が言われた考え方については、今までの給料を年額保障することについて、全体的な考え方については理解します。

しかし、一方、今日資料をいただいた中で、下がる職員についても最終的には30名いらっしゃるということで、坂田議員がおっしゃるとおり、当初の段階から説明をいただきましたかったと思います。

ぜひ、今後いろいろな制度改正をするに当たっても、十分な資料提出をいただければということでお願いが1点でございます。

今回資料をいただいた中で、現状から比べて、最終的には364人のうち334人が現状保障ということで、下がないということでもあります。

全体で見れば非常に職員のことを考えてやられた対応だと思いますけれども、下がる職員が16名いらっしゃいます。そういった対応についても、今回16名の方が下がる理由についても、扶養手当とか、月額保障はするものの特別手当が減額になるということで理解いたしました。

坂田議員からも質問がありましたけれども、1点目に聞きたいのは、どうしてもわからないのですけれども、フルタイムからパート職員になるということでもあります。

説明によりますと、各部署の所属長に聞き取りを実施し、勤務時間の短縮が可能と判断したからということでもあります。私も役場職員時代に、当然職員と同じように6カ月雇用の更新ということでやっていました。

職員と同じように一生懸命やられて、そして、ある職員については空いた時間はほかの部署まで手伝うという職員もいらっしゃいます。

そういったことを考えたときに、何十年も続いていたことが、この制度導入に伴って、フルタイムからパート職員にするという考え方についてはどうしても納得いかないものがあります。

なぜ今までこういった対応をしていなかったのかということのも変な聞き方ですけどもあります。もう少し、このことを説明し

ていただきたいということが1点です。

2点目は、今回の制度改正に伴って、対象職員がいらっしゃる。下がる職員あるいは任用形態が変わる職員については、担当所属長だけではなくて、先ほど総務部長が答弁したとおり、丁寧な説明を行っていくということでありますので、できれば担当の主幹なり、総務部長なりが出向いて、親切丁寧な対応をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

この2点について、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） まず1点目、先ほど坂田議員からの御指摘も同様であったと認識しております。

説明会の進め方あるいは資料の作成、提出という部分で、十分な対応ができていなかった部分があるかと考えてございます。

その点についてはしっかりと反省をさせていただきたいと思いますし、今後同じような全体にかかわる案件が生じた場合は、しっかりと議会の皆さんに御理解をいただけるように準備を尽くしてまいりたいと考えてございます。

それから、パートタイム7時間について、今回任用形態の見直しを行いたいという部分であります。

議員の御指摘もあったとおり、従来から、私たち正職員の事務的な補助という位置づけで各職場でサポートいただいていた方が多数いらっしゃいます。

今回、会計年度任用職員の制度導入に当たってということだけではないのですけれども、各職場において大切なことは、しっかり行政サービスを安定的に提供していくということだと思いますし、一方で、私たち行政については、最少の経費で最大の効果を上げなければならないと、これは地方自治法の第2条でもうたわれているところであります。また、同じ第2条では、組

織、及び運営の合理化にも努めなければならないという条文もございます。

については、しっかりと行政サービスをどのような体制で提供できるのか、また、最少の経費でしっかりとサービスをできるような体制を常に考えながら取り組んでいくというのが私たちの使命でもあると考えております。

今回任用形態を見直しいたしまして、7時間パートという位置づけをさせていただく考え方でありますけれども、今お話をしたような部分から各職場の実態を把握した上で、7時間パートで配置することが十分できるということで、今回制度化を図るところでございます。

最後にお尋ねの丁寧な説明につきまして、確かに議員の御指摘も理解できるころではあります。

来年の施行までには十分時間がございしますので、機会を見て、私たち総務部の担当が対象者にしっかりと説明をするということで理解をいただいた中で、新しい制度に入っていきたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 1点目の前段の部分ですけれども、実はなぜこのようなことを申し上げるかということ、実は、総務文教厚生常任委員会で説明を受けたときに、私も一町民から問い合わせがありました。

そのときに、私はそういう説明を受けていないというトラブルにもなりましたので、総務部長がおっしゃられるとおり、次回からは資料をお願いしたいと思います。

それと、全体的な考え方ですけれども最終的には364人の方が、引き続き行政サービスを一生懸命やられている中で、今後も頑張るという気持ちだが、先ほど総務部長の答弁で、年額を保障するというので今回取り入れていただきました。

ただその中には、下がる職員、それから

任用形態が変わる職員もいますので、今後
も職員に対して丁寧な説明をお願いしたい
と思います。よろしくお願ひしたいと思ひ
ます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さ
ん。

○12番（上杉晃央君） ゆっくり話した
いと思ひます。

6項目ありまして、そのうち3項目は、
総括的な部分で町長にお尋ねしたいと思ひ
ます。

まず1点目は、総務省がこの制度を来年
4月から施行するに当たって、各自治体に
いつごろ条例化するかという調査がきつと
あったと思ひます。

私の資料では、全国の町村で言えば9月
までに終わらせようとしていた自治体が7
51町村で81.1%の町村、これは調査で
すから、実際に条例化したかどうかまでは
わかりませんが、美幌町のように1
0月から12月というのが175町村で残
り18.9%ということで、美幌町の提案
が、遅かったという感じもいたしますが、
制度設計のためにいろいろと町も取り組ん
できたことはわかっていますが、時期が遅
れた理由をまず町長にお聞かせいただき
たい。

それから2点目、資料の中でも今回の新
制度の導入によって、美幌町では約9,78
0万円人件費がふえるとなっています。

そもそもこの制度自体は、国は自治体
における職員の正規だとか非正規だとか、
そういったところを正しい任用に、ばらば
らであったものを改めようという趣旨でや
っていますから、当然のことパートタイム
によって一部分が下がる部分は、各自治
体の判断でどうなるかわかりませんが、
総体的には人件費がふえるということであ
ると思ひます。

そういう中で、首長として、この財源負
担の問題について、私は交付税によって
当然これは正職員と同じような形で、職員給

与費で計上されるということは、交付税上
はその人件費分というのは設計の中に入っ
てきて、基準財政需要額の中に当然盛り込
まれると思ひます。ふえるのだと思ひ
ますが、交付税は御存じのように総体的な
中でやっていますから、全国的に相当な人
件費がふえる中で、果たしてどれだけきち
んと交付税措置の中で財源確保ができるか
ということを私は非常に不安にも思ひ
ますし、疑問視もしておりますので、そ
ういった面で首長として、この辺の財源
確保をどのように国に求めるべきなのか
ということが2点目です。

3点目、総務省の今回の手当の中では、
寒冷地手当と扶養手当はフルタイムには適
用除外ということになりましたけれども、
この中でも特に、北海道、東北を中心
とした積雪寒冷地というのは、冬の暖房のボイ
ラーとか、そういったもので灯油を中心
に、それがなければ生活できない、そ
ういう特殊性があつて、正規職員につ
いてはそういうのが制度化されていて、
なぜ今回の制度改正によって、寒冷地
手当は支給すべき手当から除外したの
かというのは極めて疑問に思ひます。

それと扶養手当についても同じです。

今、子育て支援を国が積極的に自治体
に求めている中で、なぜこういう大切な
手当で二つを除外しているのかという
ことに疑問を感じますので、そういった
面で、この辺もさらに次の見直しに
かけて町長として、国に対して物申す
べきではないかと思ひますので、ここ
まで町長の考え方をお聞かせいただき
たいと思ひます。

次に、担当部局から、今回総務省は、
柔軟な人事管理や勤務条件の改善で人
材を確保するという趣旨でこの制度改
正をしています。

総務省の指導でも、単に財政上の制
約を理由として、合理的な理由もなく
フルタイムでの任用を抑制することは、
適正な任用、勤務条件の確保という改
正法の趣旨か

ら不適切、これは総務省が各自治体に指導していることでありますので、そういった面で、今回、残念ながら先ほど2人の議員が質問したように、町長の判断で7時間のパートタイムでも行政運営は支障がないという一定の判断をされましたけれども、現状はそうですけれども、今後この制度導入によって、新たにパートタイムにしても何ともないということは現状の中ではないと思うのですけれども、基本的には今パートタイム化しようとする以外の職種について、さらに拡大することはないのかどうか、その辺の考え方をお聞かせください。

それから、5点目ですけれども、臨時的任用職員というのを美幌町で行う場合、具体的にどのような場合を想定されるのか。

国では災害のことだとか、正職員が急にやめてとか書いてありますけれど、美幌町で考えられることというのは、どのようなことがあるのか。

それから、総務省は今回の制度設計に対して、勤勉手当については、各団体の期末手当の定着状況を見た上で、今後の検討課題と私の資料ではそうなっているようですから、そうすると、国がさらに見直しをして勤勉手当相当分に対して措置するようなことがあれば、先ほど言った、パートタイムも、もしそういうものが新たに変更されれば減収分が補填されるということも想定されますけれども、その辺は国からの説明の中で、今私が質問しているのは勤勉手当は検討課題だということを行政側として説明を受けているのか、その点について御質問したいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今上杉議員から6点ほど質問がございましたので、私が考えている部分のお話をさせていただきたいと思います。

まず1点目の何で12月かということに対して、遅れたという表現でありましたけれども、私は5月に町長になって、この制

度は教育長時代からも聞いておりました。

私のイメージとすれば、12月に出すという考え方で、それまでしっかり制度設計をしてほしいというお願いはしておりましたので、遅れたという思いは余り持っておりません。

管内の首長たちと話したときには、時期という話の中でいけば、しっかり制度設計をするためには時間もかかるし、その辺は情報交換をしながらということで、12月に出すという思いでありましたので、今回提出させていただいたことは遅れて出したという思いではないことは御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 町長の意向も、大きな制度変更ですから、町長が言っていることはわかります。

ただ、12月提案になったことが悪いと言っているのではなく、そのための説明が遅過ぎたのだらうと思います。

もう少し早い時期、制度設計がどの程度準備できているのかわかりませんが、こういう大きな身分にかかわるようなことであれば、今後議会の所管委員会、先ほどほかの議員からも総合的なことは全体での説明ということでありましたので、ぜひ、その辺については、先ほど総務部長も反省しているということでありましたけれども、もっと早めにこういうことはきちんと資料も早目に出せば、議会議員の理解も早く得られますので、そういった部分を今後対応していただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 12月にお出ししたことに對しての御理解をいただいたと思います。

ただ、今おっしゃられた、それまでに対する資料とか、皆さんに対する説明については、上杉議員だけではなくて、ほかの議員からも質問が出ております。そのこと

は、そのとおりでありますので、今後こういう事例等が生じる場合については、それから、制度設計等に係る部分については情報を得た時点とか、ある程度まとめた段階で、皆さんと協議、情報の提供をしっかりとしていきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 2点目、町長お願いいたします。

町長。

○町長（平野浩司君） 今回、全体で約1億円、9,800万円ほど上がるわけでございますけれども、当初、財政計画の中で6,000万円ぐらいと見ていた部分がかなり上がります。

そういった中でいけば、国は交付税措置はするとは言っています。今御質問の中で、そのことが実際に実施されるかどうかという部分についての確約をいただいたわけでもないの、上杉委員がおっしゃったように、機会があるごとに国に求めていく方法、ただそれが具体的にどういう手法としてやっていけるかというのは、今ここで即答はできませんけれども、考えられる一つの手法では、今までの先輩方のやり方を見る中においては、期成会がオホーツクにあって、全体のことについては北海道町村会があって、そして最後に全国町村会の中でしっかりその役割の人たちの中で訴えていっておりますので、そういった中で努力していきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 町長が言うように、国が法律改正までして、地方自治体の任用職員制度を整備するということで求めていますから、当然国の責任でやっていくべきだと思うのですが、ぜひ、全国町村会などを含めて、中央団体共通の課題でもありますのでしっかりと取り組んでもらいたいと思いますし、交付税の中できちんと単位費用の中に入っているから心配ないみたいなことで、実際に蓋を開けてみたら期

待したほど交付税がふえないという事態もあります。

そういった面で、ぜひチェックをしていただいて、物を申すべきところはしっかり国に対して物を言ってほしいし、あるいは、北海道選出の国会議員もいますから、その辺も地方公共団体の実情を、法律をつくっているのは国会議員ですから、それを認めているわけですから、そういったところを管内選出の国会議員についてもしっかり物申して、地方をしっかりと守る、そういったことに今後とも取り組んでいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 3点目お願いいたします。

町長。

○町長（平野浩司君） 今回、標準的に国から示された中で、寒冷地、扶養手当については今後対象としないとされたことに対して疑問ということで、私の考えはということであります。

具体的に、寒冷地手当のことについては首長たちで話が出たことはあります。ただ、そこまで踏み込んでおかしいということまではいっていないのは事実でございます。

今回言われた中で、うちのスタッフにお願いしたのは、この制度がつくられた原点というか、今までの臨時職員等の雇用に対して、一定のルールがなかったことも事実です。

それから、私が気になっていたのは、雇用の時期によって同じ仕事をする、結果的に臨時ですから単年度雇用というイメージの中で継続されているのはどういうことかというのも、町長になる前から非常に変ではないかという話をしていました。

そういった中でいけば、きちんとルールに沿って、同じ仕事をして、同じ処遇を受けるということは大切なことという思いの中で、そういう意味ではしっかりとルール設計をして、まずはそういう不均衡、それ

から今いらっしゃる方を基本的には全部、皆さんを一定のルールにおいて、それと町民の方々にしっかり説明できるようなルールとして、まとめ上げてほしいという話をさせていただいております。

そういった中でいけば、今疑問に残ると言われるような寒冷地、扶養手当については、先ほどの交付税措置をされるのかという話の中で、チェックをしっかりするようにと議員から言われていますので、私もこの辺の疑問については、首長たちと北海道の場合はどうなのかという話も含めて、機会あるごとにしっかり皆さんと論議をした中でチャンスがあれば、そういう制度を変えてほしいとか、そういう努力はしていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 今の町長のお話のように、私はこの二つの手当の除外というのは、そういうふうに言えば正職員だっていらないとなります。これは全国的に言えば、積雪寒冷地で寒冷地手当をもらっていて、本州のほうは冷房手当をくれるのかということで結構論議のある部分でもあるのです。

ですからそういった面で言えば、生活給として、どうしてもこういう地域に住んでいる場合、正職員であろうと、今回制度改正になった任用職員であろうと、制度設計上、不備だと考えていますので、今後の機会を捉えて、ぜひ北海道町村会だったり、町村長の意見交換をする中で、そういった要望をしっかり国に出していただきたいということで、特に町長の説明はよろしいです。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 4点目の御質問に対しての御答弁になります。

財政上の理由から、今回単にパート化を進めたのではないかという御指摘だったと思います。

決してそうではないということは御理解をいただきたいと思いますし、今回許される範囲の中で、年間の支給額をしっかりと確保しようという制度設計を進めてきた結果、御説明もいたしましたが全会計で9,800万円の町の負担がふえるという状況になっております。

このことから、財政負担を仮に考えて制度をつくり上げれば、当然そのような制度設計にはなりません。例えば、期末手当は2.6カ月が上限という線引きの中で、美幌町においては2.6カ月をしっかりと支給しようということで考えてございますが、他の自治体それぞれ事情が異なりますけれども、都道府県の中でも、2.6カ月ではなく、2カ月あるいはその半分の1.3カ月の期末手当にするというような話も聞いてございます。ですけれども、美幌町におきましては、これまでの経過というか、これまでの任用条件も加味した中で、最大限できる範囲で新しい制度をつくってきたということでございます。

確かに、今回一部任用形態を見直して、パート化を考えているわけですが、こちらは決して財政上の観点でそのような考えを持ったということではないことは、どうか御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） そういう話としてはわかるのです。

現状ではパート化する職種というのが限定された中でやりましたけれども、そうすると今認めた新しい任用制度の職種というのは、基本的にこれからも維持されて、行政運営をしていくという理解でよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） すみません。先ほど答弁が漏れておりました。

今後についてのお尋ねでありますけれども、現状においては、さらに任用形態を一

部見直してパート化を図るということは考えてございません。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） ぜひそういった面で、総務部長も財政上の理由からそうしたのではないということを、明確に考え方を答弁していただきましたので、よもや財政上の理由で、今後事情があつて、さらにパート化したいということは現状ではないと押さえておきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 5点目のお尋ねであります。

臨時的任用職員の考え方でございますが、今時点では、本町におきましてはそういった職員はおりません。

今後においては、例えば想定する職種として考えれば、災害が発生した際の臨時的な任用、あるいは、重大な事故が発生した場合、その事故に対応するために膨大な業務、事務量がふえた際には、現状の職員では対応ができないという状況も考えられますので、そうした場面においては、臨時的な任用職員を任用して対応すると、そのような想定をしているところでございます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 国の想定の中では、災害、その他重大な事故が発生した場合だとか、一時的に事務量が増大して多忙となるような場合、あるいは介護休暇、産休等の職員の職務を処理するということで、3番目は今も町で現実的にはそういう対応をしていますから、そこは私の理解としては臨時的任用という押さえで、これはそういう事態が発生したときに出てくるということで理解してよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議員御指摘のとおりでございます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 6点目のお尋ねの勤勉手当です。

先ほど町長から答弁もありました寒冷地手当も含めてになるのですけれども、実は総務省においては、地方公務員の臨時、非常勤職員及び任期付職員の任用等のあり方に関する研究会という機関が設置されております。

これは常設のようでありますけれども、この研究会において、議員御指摘の勤勉手当、あるいは、寒冷地手当も含めて検討課題に上がっているという情報も入手しております。

どういう形になるかわかりませんし、いつの時点か正直わかりませんけれども、当然検討課題には載っておりますので、仮に、寒冷地手当あるいは勤勉手当の支給が認められれば、その内容に応じてしっかりと内部で検討した中で、美幌町においても各種手当の支給については当然検討していくということになろうかと考えております。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、11時25分といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 数点ほど、内容というよりは町の姿勢についての確認をとりたくて質問します。

まず1点目、先ほどの上杉議員への回答の中で町長も少し言いましたけれど、今回の嘱託、パート職員の数から考えて、美幌町の今の一般の職務の中で、正規職員、非正規職員の人数の比率です。

要するに、これだけ今回のフル、パートの中でも専門職の方が多い。この方々の賃金は今回上がりますけれど、正規職員と同じだけ働いて約半額の手当です。専門職

であるから以上に、我が町美幌町にとっても優秀な人材だという答弁を先ほど聞いています。

そうであれば、美幌町で言うところのフルもパートも含めて、今後、正規職員化、要するに非正規を減らして正職化を図ることを町長として検討に入ることも心の中にあるのかどうか。

というのは、美幌町の職員の数が本当に多いのか少ないのか。我々は常時そこで仕事をしていないからわかりません。であれば、正規職員にしてでも今の職場をもっと楽にさせる。そして、人材育成を図るということを考えれば、私は、正規雇用の数と非正規の職員の数の検討に入るべき時期が来ると思っていますので、町長の回答を願いたい。

2点目、先ほど上杉議員の質問がありましたけれど、今回の財源措置、要するに交付税措置がなされないという現状なものですから、今後この約九千七百何十万円が、数年間続くという事態もあり得るとなれば、令和2年度の予算書の中で、この増えた分を平成31年度の予算書と、できればわかりやすく説明してもらえれば我々議会も今後予算措置のことがわかるのかなと。1回紛れてしまいますと二度とわからなくなりますので、令和元年に執行している予算と令和2年度の予算の中で、9,700万円の措置がどんなイメージになったのかきちんとお知らせしてもらえることが3月議会で可能かどうか2点目。

3点目、議会議員でもなかなか理解できないことなので、今回、条例制定ということになると、広く考えれば自治基本条例の規定なのかなと。

そうなると、これだけの多岐にわたる内容を広く町民の方に説明をして理解を求めるのは相当きついかなと。懇切丁寧に、わかりやすく説明会を開くべきだと思うのですが、その辺の手法と、時期、やり方をどのように考えているのかお聞きした

い。

四つ目、今回、一般職のこの表でいくと13万9,900円というパート27名と、16万3,100円というパート130名、パートの方々の賃金、時給金額は903円という計算からなっています。

特に、27名の方につきましては、今まで以上に期末手当が当たるということを考えますと、時給ベースではなくて、期末手当がもらえますので、時給換算すると1,098円になるのです。要するに、パート賃金は相当上がる。

行政内部で働いているパートの人たちも、町、町民のために職務をしっかりと遂行して働いているということを私は理解しています。

そうであれば、美幌町が今発注している業務、指定管理を含めた先にも町のために働いている職員がいます。そういうところのパート賃金等の引き上げ、改正について、今回、町長はその考えをお持ちなのか、寛大な気持ちで対応するという気持ちがあるかどうかお尋ねします。

この4点お願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 1点目の御質問でありますけれども、職員数についての考え方ということであります。

今後、常勤と非常勤という部分でいけば、職員数を検討しなければいけないとは思っております。

そこで、本来行政を進める中で、職員と言われる人がどこに必要か、どういうときにいるかということも考えていかなければいけないです。

全てが行政ではなくて、民間でできるものもあるし、そういうことも含めて考えざるを得ない時期ということでもありますので、そのことはしっかり受けとめた中で考えていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今の町長の回答で、今後、行政改革の中身も動くのではないかと思いますので、しっかりとまたその行き先についてお尋ねします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 4点御質問をいただいた中で、2点目、3点目については、担当から説明させていただいて、もし何かあればお答えしたいと思います。

4点目の質問の内容は、一般委託している方々のことについての御質問だと思います。

今回予算の中で、松浦議員がおっしゃったことの見直しについて、相手ときちんと話して、そこに係る人件費、それをきちんと受けとめた中で、上げるなりしてほしいというお話をしました。

それはどういうことかという、多分考えていることは同じだと思うのですが、委託をしたときに、今まで人がたくさんいたときには、その賃金で人を探してくればいくらでもできた時代であります。今はそうではないです。行政とすればこういう賃金でといっても、そこに集まる人がいなくなってきて、特定の人がそこで仕事をしていく。当然そうなった場合には、前年度と次の年と、年齢とともに給料が上がるということは必要だと私は考えているので、しっかり委託するもの、それから要望等を聞いた中で、自由に雇用が見込めないものについては、それなりの考えで上げていただいて結構ですということで、それをしっかりやってくれという話はしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今、町長の回答を受けまして、ことしの6月議会でも働き方改革の関係で、今後公共工事とか、いろんな発注工事についての人件費単価も相当かかるのではなかろうかということも想定されるということだったのですが、

今回このように行政内部の人件費が上がれば、また、行政の負担金も増えますので、増えても払わないといけない時期が来たときに、やはり美幌町の財政を今後どうコントロールするかという、大変なことになる可能性もあるなど。

ただし、それは働く人優先なのかなと思えば、両極端、どっちをとるかということになりますので、しっかりその辺、町長の采配をお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 2点目のお尋ねの交付税措置がなかなか難しい中でのということで、議員御指摘のとおり、行政としても全く同じ考えで、今の交付税の年間総額が確か16兆円強だったと思いますけれども、社会情勢、経済情勢が人口減少対策ということで厳しい状況にありますので、地方に対する交付税総額がふえるということはなかなか難しいだろうと思っております。

ただ一方で、今回、地方公共団体で行政運営をする上で、今回の制度に当たっては当然必要な経費になりますので、しっかりと交付税措置を強く訴えていきたいということになろうかと考えております。

また、議員からのお尋ねがありました。

令和2年度予算の編成において、今回増額となる部分については、例えば、職員給与費、今までは正職員については12款の中に一括で載っておりますが、その中に会計年度任用職員の給与費についても一括で載りますので、正職員と会計年度で全体で幾らというのがまず見えるようになります。

ですから、今後においては、なかなか今までは臨時職員の賃金等については、各款項目に分かれておりましたので、わかりづらい部分もあったかと思いますが、今後についてはわかりやすくなるのが1点と、前年と比較したときにわかりづらくなる部分もありますので、そこについてはし

っかり議会の皆様にも御理解いただけるように、参考資料等で工夫をしていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 3月のときにしっかりと説明よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 3点目の広く町民説明会を開く考えはないかというお尋ねかと思います。

今回の会計年度任用職員制度の導入につきましては、行政の運営体制にかかわる変更だと受けとめてございます。

直接的に町民の皆さんの生活に影響を及ぼすという事案にはならないかと考えますので、改めて町民説明会を開くという考えは現在は持ち合わせてございません。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 広く考えればとなりますけれども、三百何人の方、町民の方がこれだけ影響を受けるのです。

我々議会も何日もいろんな意見を聞いています。我々議員も影響を受ける臨時職員、パート職員もあわせて約400人ぐらいが、このことについて頭の中を巡っています。

今、インターネットで見たり、議会のことで、これだけ今後美幌町の職員に対する体制が変わるということを知っているか知らないかというのは大きな差が出てきますので、私は、どこかの場所でしっかりと町民の方にも、役場職員の働きの中でこれだけ専門のパート、臨職の方もいるということの説明も同時にできるのかなと。

そうであれば、きちんとした説明会をやるべきだと思うので、町長どうなのですか。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 部長から管理運営

体制ということで、制度設計を含めては町民の方々の意見をということは求めているという話で、私もそう考えております。

ただ、今回全体で約9,800万円上がるということについては、どういう形かわかりませんが、住民説明会とイコールではないですけれども、こういう理由で上がるということを伝える必要があると思っています。

逆にそのことは町民の方々に理解していただく部分、今までの雇用の中で、人件費という意味と、臨時職員は物件費で組んでいた中で、行政サービスがどれだけお金がかかることかも理解してもらうことにおいて大事なことかと思っています。

ですから、全てが上がるから住民にとって不利ではなくて、本来こういう形でやってきたことをしっかり見ていただいた中で、私どもも努力すること、それから町民の方もそのことを受けとめて、町民の方も協力していただくことをやる必要があると思うので、そういう意味では、きちんと伝えることをしっかりやりたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今回の改定の形で町民の方からも、いい改定だという方もいるのです。しっかりと働いている人の給料を上げるべきだと。その方々も、どこかで行政の説明を受けたらいいという人もいましたので、ぜひまたしっかりと検討してください。

よろしくをお願いします。終わります。

○議長（大原 昇君） 8番古舘繁夫さん。

○8番（古舘繁夫君） それぞれの議員からの質疑、そして、理事者側からの御答弁で、なるほどなと理解はしているところではありますが、今回の条例の制定は、国並びに総務省から話があってという説明がありました。

参考資料の9ページ、今回の制定の目的の中の1行目に公務の能率的かつ適正な運営という言葉があります。

今お話を伺えば、推計でありますけれども9,800万円程度の金額がふえるだろう。そして、仕事がフルタイムだった方が、パートになるという方がいらっしゃるとか、それから、説明では十数人の方が年収で下がるという方がいらっしゃるということもお話がありました。

そんな中で、今私が申したこの制定の趣旨に書いてある公務の能率的かつ適正な運営、給料が下がる人がこういうことになるのでしょうか。それから、今までこの非能率的なことがあったのでしょうか。

先ほど来、部長からは丁寧な説明というお話がありました。それから、職場の長から該当の方々に丁寧に話をし、理解を得たという返事をもらっていますと説明がありました。

部署によってはきっと部長がお話しするのもあるでしょうし、課長が説明するのもあるでしょう。こうやって行政としての仕事が大変幅広くなってきました。

今話がありましたように、同じことを繰り返しますけれども、効率的、能率的に仕事を進めていく中で、総額で9,800万円ほど推計で上がると考えられていて、個人々人として美幌町にいらっしゃる臨職の方々はそういう心根の方はいらっしゃるかと強く思うのでありますけれども、どうも合点がいかないと思う方もいらっしゃるのではないかと。

どんなケアをこれからしていくのかとか、今まで議員の皆さんからも長い目でしっかりフォローしていかなければならないという質疑や御答弁がありましたけれども、今お考えがあるのであれば、もうちょっと具体的にこういうことでしっかりケアをしていきたいとか、大きなルールとしてこういう制度はなくしていくとか、もしお考えがあれば、部長で結構ですからぜひお

話を伺いたい。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、公務の適正ということ強調しておっしゃられましたけれども、先ほども触れた部分もあるのですけれども、今回の中でいけば、役場職員において正職員と臨時職員がいて、臨時職員を臨時という中において継続して雇用することに対しては非常に不満というよりも、私は疑念を抱いております。

本来この体制は、どこかで変えなければいけないというのはずっと思っていたものであります。

例えば、町が必要とする専門の方を正規で採用しないで、臨時で採用して、今までの給料が安いから一遍に差があるから3万円上げてとか、そういう話をしたら事例がないという話をされて、でも本質は必要であれば、人を呼ぶということであれば、事例とかそういう問題ではないということを思っています。

今回はそういうことも含めて、国の中で、人件費とは別に、物件費の中でそういう人を混せて採用していたことはおかしいというのは、当然町も感じている中において、きちんと制度化しましょうと言われたことで、私はそのことを非常にうれしく思います。

ただ残念ながら、先ほど上杉議員とか、北海道においてどうなのかとか、そういうものはたくさんあるのですけれども、まずは一つのルール化をして、ルールの中に一度当てはめて、松浦議員の質問の中にもあったのですけれども、本来の正職員と臨時は何がと言った場合、多分これからその差がなくなってきたときに、多分なくなると私は思っているのです。そうなったときに、行政としてどれだけの人を確保すべきかということを町民の方に伝えていって、これからの行政サービスでこれだけのお金がかかるということをわかることは、ある意味では、申しわけない部分もあるのだけ

れども、よかったと思っています。

その中で、今までかかわった人を全て救えないことも理解していただきたいと思うのです。

それはなぜかという、今までの雇用の条件が、常に10年前と同じ形でくるのであれば、私は全員救ってくれという話をするのですけれども、そうでない場合に、何で後から入ったときに差がついていて、上げることが難しい方もいらっしゃると思います。思っていた中において、本当に申しわけないのですけれども、16名の方については制度まで上げるということは、こっちの人たちも上げなければいけないので、そうすると皆さんが、同じにしてあげてという話になれば、根本的に臨時職員という部分の概念を何年か時間をいただいて組み立てを変えていかないと無理だということで、元に戻りますけれども、とりあえずルール化に沿って、その中で皆さんが不満のない職場環境の賃金づけをすると、基本的に担当から言われたのは、年収を確保する努力をしてみたいと、それであればいいという部分で、その中でどうしてもそのときの雇用条件について飛び出ている人は何人かいて、その方々までは救えなかったというのは事実であります。

ですから、今回そういう人たちについてどうフォローするかという話なのですけれども、おかれている人の年齢とか、ですから、私もその中でチェックの時に話したのは、もし、子育て世代の人たちがたくさんいて、200万円ぐらいから30万円も落ちると言ったら、それは何か考えなければいけないけれど、今の制度では難しいという話の中でいけば、実態を1個ずつ見せてもらって、何とかそれは理解いただけないかというのが私の気持ちです。

そうしないと、今、処遇の部分でいけば、本当によくなったと思うし、退職手当組合にも入って、生涯賃金という言い方がいいか悪いかわかりませんが、年収を

ある程度保障した中で、今後までは出なかったものを、今まで共済に入っている人は出るから変わらないと言われればそうだけれど、ほとんどの方がこれから退職金をもらえる形になることに対しては、私は本当に喜んでいただけていると思っています。だから、それをわかっていただきたい。それはわからないと言われればそれも一つの判断ですけれども、お願いとしては、今回この制度の中で、まずはしっかりやらせてもらって、いろいろ不備な部分は、今後私の立場でしっかりやれることをやりたいので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 8番古舘繁夫さん。

○8番（古舘繁夫君） 部長、さっき私が言ったのは、それぞれの職場の長が該当の職員にどういうふうに説明して、聞けば皆さん理解してくれたとおっしゃったけれども、その辺の具体的なことがあったらお話ししてくれと言ったのです。

働き方改革等々で、同一労働、同一賃金などというような、マスコミ、いろんな話がある中で、こういうことになったのだと思うのですけれども、押しなべて、美幌町全庁で見ると、役場にいらっしゃる臨時職員の皆さんは、恵まれている環境の中でお仕事をしています。それはいろんな部分で、労働条件や職場やいろんなことを含めてですと言われています。

先ほど私が言いましたこと、総務省からの指示並びに法律改正もあって、こういうふうに取り組むという中で、先ほどと同じことしか言えませんが、公務の能率的かつ適正ということが危惧される。今まで危惧されていなかったとは思っています。

このルールの制定をするのにそういうことが書かれているので、年収が下がるという人が、そういうことって本当に大丈夫かということで、副町長または部長、今定例会で副町長から若干の御発言をいただい

て、説明をいただいて、時間もありますので質疑を終わりますが、御期待申し上げます。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 原課の説明については、後ほど担当から答弁させていただきますけれども、公務の能率的かつ適正運営を推進するためということでございますが、今までは、臨時的任用というのは、説明したように、本来緊急の場合等において任用すべきものを、多様化する行政事務の増大に伴いまして、いいように解釈して臨時的任用という部分が増大してきたという部分につきまして、各市町村ごとに運用の取り扱いが異なっておりましたので、今回は、それが国によって統一的な見解が示されて、任用の制度、一定の制度が示されたというところでございますし、行政につきましては、安定的な行政サービスを維持、継続することが本来の責務でございますので、その責任のもと、どのように運用するかという部分につきましては、いろんな手法があると思いますが、直営でやる部分がありますし、業務委託とか、民間にお任せする部分だとか、指定管理者制度によってという部分といろいろありますので、それぞれ特性を生かしながら有効にまた活用していきたいと考えております。

運営に必要な人員につきましては、新しいこの制度でもできますけれども、職員もありますし、再任用制度もありますし、いろんな人員確保に努めて、業務を運営していきたいと考えておりますので、今回の制度につきましては、そういうことで御理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 各所属での説明です。

12月3日以降から昨日まで、各職場において対象者の皆さんに制度の概要についてお話をした中で、理解を求めてきている

ところでございます。

各所属長からは制度的な理解は得られているという報告をいただいておりますし、個別に何か問題が生じているという報告は来てございません。

今回、任用条件等を変更するということになります。給料の月額あるいは年収総額も変更になる職員もいるわけでありまして、やはり各職場で働く皆さんが、不安や不満を抱えた中で、日々の仕事に向き合うということがあってはならないと思います。

そういった事態は、サービスの低下あるいは場合によっては事故につながるおそれもあるかと考えますので、しっかりと任用あるいは処遇面で変更になる部分を説明をした中で、理解をいただいて納得をされた中で行政サービスを担っていただくということが当然求められるわけでございますので、今後においてもしっかりと説明責任を果たして、そして行政運営に支障を来することがないように体制を整えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、13時15分といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今回、会計年度任用職員制度の説明を最初にいただいたときに、私が1番懸念した、心配したのは、これによって収入が下がる方がどれほどいるのか、そしてどういうふうに下がるのかというのを1番心配しております。

今も、そこだけが1番心に引っかかっているところです。説明の中で、今回年額が下がる方が16人いる。そして、現在のフ

フルタイムからパートタイムに任用の形態が変わる人が14名いるということで説明を受けていますが、具体的にどうして所得というか、年収の部分が下がるのかをもう一度具体的に説明いただけたらと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

まず、1点目の16名の年間の収入が下がる方については、まずは扶養手当の支給がこれまでは美幌町においては支給をしてきたわけでありましてけれども、新しい制度においては扶養手当の支給が認められないということが1点であります。

また、手当類で考えますと、午前中も若干触れておりましたけれども、寒冷地手当についても支給がなくなるということになりますので、例えば、下がる職員の皆さんは、お子さんであるとか、扶養親族を養っていた方がいらっしゃいますので、そうした方については年間の総支給額で考えた場合に減額になる事案があるということがございます。

それから、従前、現在になりますけれども、比較的賃金の月額が高かった皆さんにつきまして、新しい制度に移行した際に高い月額を給料ベースでは補償をするわけにありますけれども、一方で特別手当、これまでの3.85月分、いわゆる期末手当、ボーナスが出ていたわけでありましてけれども、こちらが新しい制度になると2.6カ月分ということで、1.25月分下がりますので、比較的給料が高かった方については、特別手当、期末手当の支給割合が下がることによって、年間の総支給額については下がってしまうケースがあるということがあり得ます。そうした方々が都合16名ということになってございます。

それからもう1点、14名の皆さん、任用形態を変更いたしまして、従来事務補助の皆さんについてはフルタイムでありましたけれども、今回は7時間のパートという

ことになりますので、実労働時間が1日当たり45分短くなるということになります。

時給単価で置き換えれば高くはなるのですけれども、ただの総労働時間が1週当たり38時間45分から下がりますので、どうしても年間の総収入で置きかえますと、実労働時間が減った分、時給は上がっているのですが、トータルでは年収が下がってしまうという方が14名ということになってございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 理由はわかりました。

実は、私も行政側から説明をいただいた後に、実際に所得が下がってしまう方から相談を受けました。

その中で、制度としては理解しているということでしたが、どうして具体的に所得が下がるかという理由までは、多分そこまで落とし込めていないのではないかと思います。

会計年度任用職員制度というのは、今まで非常勤の部分がきちんとした確立がされていなかったもので、遅かれ早かれこのような形になるのではないかと思いますので、このように給料が下がってしまう方が出てしまうことも、簡単には言えませんが、いたし方ない部分というのも私は重々承知はしておりますが、やはり、下がる方からすると、私たちのこのような言葉も、人ごとというか、そういうふうに感じてしまうのも仕方ないところかと思いますので、先ほど、担当の課長からお話ししているとお話もありましたが、しっかり減額の理由というのも、もっと懇切丁寧に御説明いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいまの木

村議員からの御指摘は本当にそのとおりだと思います。

不安に思っている方、なかなか口には出せませんけれども、不満をお持ちの方もいらっしゃると思います。

人事を管理する担当部署といたしまして、しっかりと丁寧な説明をこれから尽くしていきたいと思ひますし、午前中も若干申し上げましたけれど、私たち職員と同様に、同じ行政サービスを担っていただいている皆さんですので、しっかりと御理解をいただいた上で、同じ職場で働いていく仲間でありますので、そういった環境を整えてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 質問というか、確認したいことが1点です。

その前に、大変苦勞されていると思ひました。

町としてできることと、町としては対応できないという部分が、今回のものに歴然としてあつて、そもそも事務処理は、総務省が定めた事務処理のマニュアルに沿ってやられているので、その中には扶養手当とか、寒冷地手当はつけることができない。

美幌町では、これまで職員の生活の実態なども含めて、しっかりと把握した上で手当していたものを残せないとすれば、削らざるを得ないということだと思ひます。

私は逆に、そういう状況になっている結果、16名の方々に残念ながら今までの賃金水準は維持できなかったということを、議会も含めてきちんと説明したほうがいいのだと思ひます。

そうであればしょうがないとなるので、手当ができるにもかかわらず、手当をしていないわけではないということ、議会側としても何回か口頭では説明を受けていたのですけれど、今回追加のデータを見せていただひて、なるほどということとはよくわ

かるので、それは当事者も含めて説明はしっかりされたらいいのではないかと思ひます。

それと、臨時非常勤職員のこれまでも待遇について、これからもその待遇については、町民的な議論が当然起こります。

そのときに、実は大きな流れとして正職員の定数を削らなければならないということで、職員定数の削減合戦が全国的に起きて、その結果、公務の中心的な担ひ手が臨時非常勤が多分に担うと。

先ほど確認しましたが、美幌町も正職員の定数は、病院含めて289名、4月1日の状況ですが、一方で、臨時非常勤は364名です。逆転しているのです。

同一労働、同一賃金と言っても、担う正職員の数がどんどん減つて、臨時非常勤に置きかわっているという中で、臨時だ、非常勤だ、安くて当たり前だと感じておられる町民がこれからも出て来るのだと思ひるので、そのところは、全国的に正職員が臨時非常勤に置きかわってきていると、そういう流れの中で、今、臨時非常勤の退職金なども含めて、二分の安定のための取り組みが不十分ではありますけれど、行おうとしているという流れも説明されたらいいのではないかと思ひます。

質問は、いただいた資料の中で、退職手当がつくということですから、1年単位の雇用ではありますけれど、一日の空白もつくらないで、また来年任用されるということを前提とした制度、どう考えてもそうなのです。

それで、従来は1日とか、1週間とか半月程度の空白期間を設けて、退職手当に影響というより、当たらないようにしていたのだけれど、これからは多分再任用に当たっては空白はないと事実的に退職手当は有効に活用するようになっていくということで、会計年度任用職員の勤務条件の更新あるいは再度の更新という部分で可能であるという説明ですよね。

特別な事情がない場合、従来通り任用される。これは再確認しておかないといけないと思っているのです。

しかし、総務省のマニュアルは決してそうではないです。1年限りですということがうたわれているので、そこは美幌町の場合は再任用をしないと行政が継続しない、担っている中心メンバーが来年はいない。組合を作っていないから、ストライキをやると誰も採用に応じないという場面になれば別ですけど、そうでない限りは、実情からいって再任用をせざるを得ないという状況にあると思うのですが、その部分についてのみ、確認を含めて質問をいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいまの御質問でございます。

今回の会計年度任用職員につきまして、その名のとおり、会計年度にかかわって任用できる職員ということであります。

行政においては、地方財政法において会計年度については4月1日に始まって、翌年3月31日で終えるとなっておりますので、今回任用される会計年度任用職員の皆さんも、最大で1年間の任用という契約になります。

ただ一方で、再度の任用という定義がございます。

再度の任用につきましては、同一のものが新たに設置された職に改めて任用されることという定義づけになっております。

わかりづらい表現ですけれども、今働いている方が新年度に全く同じ職場で働く場合であっても、あくまでも再度の任用である。ただ、実態としては1日の空白も生じませんので、勤務としては継続がされているということになってございます。

したがって、退職手当の加入要件を満たしておりますので、再度の任用期間も含めて、どこかの時点で退職された際には、退職手当が支給されるということにな

りますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第81号美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について及び議案第82号美幌町会計年度任用職員制度の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第83号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第83号美幌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案書の21ページをお開き願います。

議案第83号美幌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の21ページをお開きください。

資料5、議案第83号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります、災害弔慰金の

支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の償還金の支払い猶予及び償還免除に係る要件等が拡大されたことから、本町においても所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、償還等の規定、第15条において、償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金の規定を法及び政令の規定とするための改正であり、1点目といたしましては、償還金を支払うことが困難である場合は支払い猶予が可能であることを明確化するものでございます。

2点目といたしましては、破産の場合20年の経過を待たず免除するものでございます。

3点目といたしましては、免除等のため市町村に資産、収入を調査する権限を付与するものでございます。

新旧対照表は22ページでございます。

根拠法令等は、災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で、施行日は公布の日であります。

以上、御説明いたしました。よろしく御願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 改正の目的はわかりました。

過去に、美幌町民で災害援助資金を借り入れている実績人数等があればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、過去、平成4年9月11日の台風17号によります豪雨によりまして、網走川、美幌川などが増水した災害がございました。これにより家屋の半壊が1棟ございまして、限度額の貸し付けをしたのが実績としてございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第83号美幌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第84号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第84号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の23ページになります。

議案第84号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

平成31年度美幌町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,433万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億5,301万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

第2条、債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正で、第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正でそれぞれ御説明いたします。

それでは、債務負担行為から御説明をい

たしますので、28ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正。

1段目の自動車借上料は、新たに採用を予定しておりました地域おこし協力隊員の活動用車両に係るリース車両1台分ですが、選考試験の結果、適任者がなく採用には至りませんでしたので、今回減額をするものでございます。

2段目のロータリー除雪車購入費は、北海道市町村備荒資金組合から譲渡を受けるロータリー除雪車2台に係る購入代金及び償還利率の確定に伴う補正になります。

3段目の乗用草刈機購入費は、同じく備考資金組合から譲渡を受ける公園維持管理用の乗用草刈機1台に係る補正になります。

次に29ページ、第3表、地方債補正でございます。

まず1段目の緊急防災・減災事業は、昨年9月に発生いたしました胆振東部地震による道内全域の停電、いわゆるブラックアウトを踏まえまして、停電対策として購入をいたしました非常用発電機の額の確定に伴い、限度額を160万円減額し、補正後の予算額を2,620万円にするものであります。

2段目の町道整備事業につきましては、道路改良、歩道整備、舗装補修などの工事に係る事業費の確定に伴い、限度額を1,320万円減額し、補正後の予算額を1億8,430万円にするものであります。

3段目の公共サイン整備事業は、公共施設の案内、誘導看板の修正業務の完了に伴いまして、限度額を60万円減額し、補正後の予算額を110万円にするものであります。

4段目の臨時財政対策債は、地方交付税の不足分の一部を地方債に振りかえる制度ではありますが、本年度の借り入れ額の確定に伴う変更になります。

なお、今回補正後の地方債の総額につき

ましては、記載のとおり8億8,899万5,000円となります。

次に、歳出について御説明をいたしますので、40ページ、41ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項、1目一般管理費、総務事務費の増であります。

寄附金の100万円につきましては、本年10月の台風第19号災害に係る被災地支援といたしまして、被災された1都12県の復興を支援するため、日本赤十字社を通じまして義援金をお届けしようとするものであります。

次に、4目財産管理費、庁舎改築等事業費の増、積立金の100万円ではありますが、10月11日に新町在住の尾島弘康様から新庁舎建設に伴う備品整備に役立ててほしいと100万円の御寄附をいただいたもので、役場庁舎改築基金へ積み立てるものであります。

なお、参考資料の23ページ、資料6に各基金の年度末予定残高を掲載してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、5目企画費、政策推進事業費の増、353万1,000円ではありますが、こちらの事業費につきましては大きく三つの補正を行おうとするものであります。

まず一つ目の補正であります。3行目の事務事業協力報償339万円、その6行下の手数料11万4,000円、その2行下、ふるさと寄附金募集受付業務委託料66万5,000円、その5行下、積立金341万7,000円につきましては、いずれもふるさと納税にかかわる増額の補正となります。

当初予算におきましては、ふるさと納税を3,200万円と見込んでおりましたが、今年度の実績が4,000万円となる見通しでございますので、寄附者に対する返礼品の発送に支障を来たさぬよう必要な経費について増額をするものであります。

次に、大きく二つ目といたしまして、中ほどの広告料92万4,000円と、地域おこし協力隊募集採用選考業務委託料116万5,000円の減であります。当初におきましては昨年度と同様に、地域おこし協力隊員の募集業務を広告会社へ委託する予定で進めておりましたが、これまでの募集業務を通じて職員が一定のノウハウを習得したこと、求人の広告回数をふやすことによって、より優秀な人材の確保を期待できること、以上の理由から今回予算を組み替えまして、直営によって協力隊員の募集事務を進めようとするものであります。

大きく3点目といたしまして、このページの社会保険料等、臨時職員賃金などの減額でございますが、地域おこし協力隊員を今年度新たに2名採用することで予算措置をしていたところでございますが、選考試験の結果1名のみ採用となりましたので、隊員1名にかかわる活動経費について減額をするものであります。

続きまして、議案書の42、43ページをお開き願います。

7目交通安全費、交通安全対策推進事業費の増、社会保険料等4,000円につきましては、臨時職員に係る保険料率の改定に伴う増額になります。

なお、今回の補正予算におきましては、保険料率の改定に伴いまして、社会保険料等の増額を計上してございますので、以後同様の理由による補正につきましては、説明を省略させていただきます。

その下の高齢者等運転免許自主返納報償50万円ですが、当初予算におきまして120名の申請を想定し、240万円を予算計上しておりましたが、11月末現在で既に98名から申請があったため、今年度末の実績を145名と見込み、25名分50万円について今回追加をしようとするものであります。

次に、11目諸費、防災対策事業費の減、機械器具165万6,000円の減です

が、昨年9月発生の胆振東部地震におけるブラックアウトを受けまして、停電対策として購入した非常用発電機などの執行残の整理を行うものであります。

次に、4項、2目参議院議員選挙費及び、次のページ、44ページ、45ページの3目知事及び道議会議員選挙費並びに4目町長及び町議会議員選挙費につきましては、それぞれ選挙事務に要した経費について執行残の整理を行うものでございます。

次に、3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、社会福祉推進事業費の減のうち、積立金11万4,000円は、9月8日社会福祉法人恵和福祉会主催のチャリティーゴルフコンペ並びに懇親会の参加者御一同様から、社会福祉のために役立ててほしいと御寄附をいただいたもので、福祉基金に積み立てるものでございます。

3目高齢者福祉費、高齢者福祉施設運営事業費の増、修繕料3万4,000円でございますが、消防用設備の点検において指摘を受けました、老人憩いの家の非常口誘導灯1基を改修するための増額になります。

続きまして、議案書の46、47ページになります。

こちらの中段から下になります。

2項、1目児童福祉総務費、児童福祉事務費の増、子どものための教育・保育給付費負担金3,510万7,000円は、本年10月より3歳児から5歳児までを対象に、国の保育料無償化制度が始まったことによる給付費負担金の増額になります。

その下の認可外保育所利用者補助金213万9,000円の減ですが、国の保育料無償化制度の開始に伴いまして、町が独自に行っておりました認可外保育所の利用者に対する補助金の対象園児が減少したことによる減額でございます。

幼児ことばの教室運営事業費の増、臨時職員賃金14万1,000円ですが、幼児ことばの教室の通所児童数の増加に伴う時間外勤務手当の増加になります。

続いて、議案書の４８、４９ページになります。

中ほどになります。

４款衛生費、１項、１目保健衛生総務費、保健衛生推進事業費の減、救急告示公的病院等運営費補助金３００万円の減は、脳疾患傷病者の救急受け入れ体制が変更になり、補助対象となる病院が減少したことによる減額でございます。

２目予防費、健康づくり事業費の増、手数料２万１,０００円ではありますが、健康マイレージ事業等で活用するために保管しておりました旧ごみ袋２,０７８枚につきまして、今回１０月の手数料改定により、来年１月以降は使用できなくなることから、新ごみ袋に差額交換するための手数料を増額するものでございます。

続いて、議案書の５０ページ、５１ページになります。

６款農林水産業費、１項、４目農業振興費、新規就農者等支援事業費の減、農業次世代人材投資資金１５０万円の減は、新たに就農された方の経営が安定するまでの間、国が最長５年間にわたって補助する制度がございますが、経営２年目となる対象者１名につきまして、所得要件を超えたことにより補助対象外となったことによる減額でございます。

その下、農業振興施設等整備事業、産地パワーアップ事業補助金１億２,２３１万３,０００円は、経営面積の増大や労働力不足などの課題を解決するため、ＩＣＴ技術の導入に向けまして国に補助要望を行ってまいりましたが、１１月２９日付で北海道の内示を受けましたので、今回補助金について予算計上するものでございます。

導入する機械であります、ＧＰＳ自動操舵ガイダンスシステム６３台、可変施肥車速連動対応施肥機、これは肥料を圃場に散布する機械であります、一般的にプロキヤスと言われている機械を２４台、それと、農薬散布用のドローン２台でありま

す。

取り組みの主体は農業者１３０戸のほか、ＪＡ、普及センター、町で組織する美幌町農業ＩＣＴ推進協議会となります。

なお、本事業につきましては２カ年事業を予定してございまして、令和２年度においてもＩＣＴ機器の導入を予定しているところでございます。

５目畜産業費、牧野管理運営事業費の増、美幌峠牧場電気保安業務委託料２万７,０００円は、停電時の対応として非常用発電機を増設するため、電気保安業務の契約を変更するための経費を増額するものでございます。

続きまして、議案書の５２ページ、５３ページになります。

８款、２項、２目道路橋梁維持費、道路橋梁維持管理事業費の増、光熱水費１００万円の増は、街路灯の電気料につきまして年度末における実績を見込んだ結果、不足額が生じる見通しとなりましたので、今回１００万円の増額を行おうとするものであります。

街路灯につきましては、平成３１年、本年１月にＬＥＤ化の改修を終えておりますが、当初予算においてはＬＥＤ化後の実績がない中、これまで約５,０００万円で推移していた電気料について、削減の効果を７５％と見込み、１,２６４万１,０００円を予算計上しておりましたが、ＬＥＤ化後の削減効果率が７３％程度になったことから、今回１００万円を増額するものでございます。

続いて、道路橋梁補修事業費の減、道路照明・標識調査業務委託料８００万円の減であります、国庫補助事業の未採択に伴いまして、事業の実施を先送りしたことによる減額となります。

続いて、議案書の５４ページ、５５ページになります。

下段になります。

１０款教育費、１項、３目教育振興費、

教育振興事業費の減、美幌高等学校農業科間口対策補助金70万円の減は、町外から農業科へ入学する生徒、保護者に対する補助金として予算計上しておりましたが、対象者数が当初予算を下回ったことによる減額になります。

続いて、議案書の56、57ページになります。

2目教育振興費、小学校教材整備事業費の減のうち、機械器具28万2,000円は、来春に美幌小学校へ入学予定の難聴児童の学習環境を整備するため、FM型ワイヤレス送受信機、送信機、補助マイクなどの補聴援助システムを導入するための経費を追加するものであります。

3項、1目学校管理費、中学校管理事業費の増、修繕料58万円は、美幌中学校の体育館の暖房設備、ファンヒーターに不具合が生じているため、修繕料を今回予算措置いたしまして、冬季休業期間中に不具合を解消しようとするものであります。

2目教育振興費、中学校教材整備事業費の増、機械器具28万2,000円は、来春、北中学校へ入学予定の聴覚障害生徒の学習環境を整えるため補聴援助システムを導入するための経費になります。

その下の教育備品31万3,000円は、10月20日に松緑神道大和山美幌支部様から、子供たちの教育のために役立ててほしいと30万円の御寄附をいただいたため、この御寄附を活用して北中学校の楽器を購入しようとするものであります。

4項、2目社会教育振興費、芸術文化振興事業費の減のうち、積立金2万6,000円は、10月25日北海道コココーラボトリング株式会社様から、びほーるギャラリーに設置しております自動販売機の売上金の一部を文化振興のために役立ててほしいと2万5,227円の御寄附があったもので、芸術文化振興基金に積み立てるものであります。

3目社会教育施設費、町民会館等管理運

営事業費の増、光熱水費373万円の増は、町民会館の電気料につきまして、当初予算では平成30年9月のオープンから予算編成までの実績に基づく概算での予算計上となっておりますが、今年度末までの電気料を試算した結果、不足額が生じる見通しとなりましたので、その所要額について増額をするものでございます。

続いて、議案書の58、59ページになります。

5項、1目保健体育総務費、スポーツ推進事業費の減のうち、寄附金10万円につきましては、本年10月の台風第19号災害に係る被災地支援といたしまして、B&G財団などの要請に基づき、被災された海洋センター所在市町村の復旧支援活動を支援するべく、義援金をお届けするものでございます。

3目学校給食センター費、学校給食運営事業費の増、賄材料費9万3,000円は、美幌高校で生産された小麦を使用して商品化をされました美高ラーメンを300食、美幌高校生に提供するための経費を追加するもので、ふるさと教育の一環として食育の推進を図ろうとする取り組みでございます。

11款公債費につきましては、平成30年度借入分の元利償還金の確定と平成20年度借入分の利率見直しにより償還金の額が変更になったことによる減額でございます。

12款職員給与費につきましては、今回の補正に伴い変更となる財源内訳について整理をするものでございます。

次に、歳入について御説明をいたしますので、議案書の34ページ、35ページにお戻りいただきたいと思います。

11款地方交付税でございます。

こちらにつきましては普通交付税の額の確定に伴う増額になります。

13款、2項、1目民生費負担金、保育料負担金の減は、本年10月からの保育料

無償化に伴い、美幌保育園及び東陽保育園に通園する3歳児から5歳児の保護者負担分の減額になります。

その下、児童発達支援給付費負担金の減につきましては、給付費の単価の確定に伴う国保連合会からの負担金、児童発達支援利用者負担金の減は、保育料無償化に伴う保護者負担金などをそれぞれ減額するものであります。

14款、1項、2目民生使用料、へき地保育所利用料の減は、保育料の無償化措置に伴いまして、上美幌、田中、福住の各保育所に通所する3歳児から5歳児の保護者負担分の減額でございます。

16款、2項、4目農林水産業費道補助金、次のページ、37ページの1番上になりますが、産地パワーアップ事業補助金1億2,231万3,000円につきましては、歳出で御説明をいたしましたICT技術を導入した農業機械購入に係る補助金を交付するための予算措置でございます。

17款、2項、2目物品売払収入、不用物品売払代の増は、役場庁舎改築に伴い、公用車庫を撤去した際に発生をいたしました再利用可能な鋼材等約5トンを一般競争入札により売却した売り払い代となります。

18款、1項、1目一般寄附金、一般寄附金の増は、10月11日新町在住の尾島弘康様から新庁舎建設に伴う備品整備に役立ててほしいと100万円の御寄附を、その下、ふるさと寄附金の増800万円は、今年度ふるさと納税の寄附件数の増加に伴いまして、当初3,200万円を見込んでございましたが、年度末の実績を4,000万円と見込み、今回800万円を増額するものであります。

2目民生費寄附金、社会福祉費寄附金の増につきましては、9月8日社会福祉法人恵和福社会主催のチャリティーゴルフコンペ並びに懇親会の参加者御一同様から、社会福祉のために役立ててほしいと11万4,

000円の御寄附を、また、4目教育費寄附金、学校教育費寄附金の増は、10月20日松緑神道大和山美幌支部様から子供たちの教育のために役立ててほしいと30万円の御寄附を、社会教育費寄附金の増、こちらにつきましては、10月25日北海道コカコーラボトリング株式会社様から、びほーるギャラリーに設置しております自動販売機の売上金の一部を文化振興のために役立ててほしいと2万5,227円の御寄附をそれぞれいただいたものでございます。

19款繰入金、1目財政調整基金繰入金9,970万円の減であります。今回の補正予算に係る財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金の繰り戻しを行うものでございます。

20款繰越金、前年度繰越金の増、2,924万3,000円は、平成30年度の繰越金を充てるもので、今回の補正により繰越金の全額を使用するものでございます。

議案書の38、39ページになります。

21款、5項、5目雑入、2行目の退職手当事前納付金清算分の減、717万8,000円の減であります。退職手当に係る事業主負担の平準化を図るため、退職予定者数に応じまして事前納付金を納付し、3年ごとに精算をしてございますが、平成30年度の退職者数に変更が生じたことから当初予算に計上していた清算分が今回減額になるものでございます。

22款町債につきましては、第2表の地方債補正において御説明を申し上げたとおりでございます。

以上、一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明をさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 51ページの畜産業費の中の牧野管理運営事業の関係で増額となっておりますが、今説明を受けまし

たけれど、もう少しわかりやすく説明をしていただきたいのが1点と、それから、57ページの町民会館等管理運営事業費の増ですが、当初どの程度の見込みをして、373万円の増額というのは結構大きな金額だと思いますので、その内訳、当初の考え方とどこがどういうふう違ったのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 私のほうから、美幌峠牧場電気保安業務委託料の増につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

美幌峠牧場の電気保安業務につきましては、牧場使用者のワタミファーム様から、電気保安業務に係る委託料を雑入として収入で受けて、同額で町の予算の委託料から支出しているものでございます。

このたび、停電が発生いたしまして、非常用発電機の電気設備について、保安業務の機器の中に組み込まれていなかったことから、このたび、電気保安業務の委託費の中に組み込まれることとなり、その額が今年度につきましては2万7,000円増額となるものでございます。

なお、雑入についても同額の雑入を見ておりまして、歳入歳出同額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 町民会館電気料の御質問にお答えを申し上げます。

説明の中でもありましたが、町民会館につきましては昨年9月にオープンいたしまして、1年間の電気代の見込みを概算で積算をしていたところでございます。

当初の予算といたしましては、夏場で月平均90万円を6カ月、540万円。暖房時期につきましては、月平均200万円の6カ月、1,200万円。合計いたしまして1,740万円の予算を計上していたところでございます。

今回、10月分までの実績といたしまし

て、約148万円がオーバーしたこと、今後の見込みといたしまして約225万円の不足が見込まれたことによりまして、今回増額補正としたものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 説明はわかりました。

ただ、自然エネルギーを使って節減するという施設です。それを計算した上で、今回概算で出していたと思うのですが、その見込み違いはどこに問題があったのかとを感じるものですから、そのところがわかれば御説明をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 社会教育主幹。

○社会教育主幹（露口哲也君） 今の御質問でございますけれども、自然エネルギー等の部分もございますが、昨年の予算時期においての見積もりが過少の評価であったということでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） それでは、私のほうから、まず29ページの地方債補正で公共サイン整備事業の減額の説明がありました。これは何カ所のサインを整備されたのかということと、今年度事業でサインの整備計画は終わって、来年度以降は必要がないのか。ことしで全部完了ということなのかです。

次に、43ページ、高齢者等運転免許自主返納報償の50万円をふやす部分はわかりました。

98人申請している申請者の年齢区分、例えば70歳未満が何人とか、80歳未満が何人、80歳以上が何人ということで、98人の申請状況が年齢区分でわかればお知らせください。

次に、47ページ、児童福祉総務費の負担金と補助金でございますけれども、教

育・保育給付費負担金は増ですので、対象児が何人なのかということと、認可外保育所のほうは当初より減って何人になったのか人数をお知らせいただきたいと思います。

次に、51ページでございます。

先ほど、産地パワーアップ事業の概要説明、どんな事業をやるかということについて説明を受けました。

これ自体は2カ年で来年も計画されているということでございますけれども、いわゆる労働生産性を上げるという目的で補助金、こういう設備を導入するということで、具体的にはどのように計測をして、それにかかった労働時間が導入前と導入後でどの程度変化があったのかということで調べるのですが、具体的にどんな方法で把握をして、例えば10%アップしない場合は、補助の対象から外れるのか、もちろん機械を入れますから生産性が上がるということが前提だと思いますが、その辺の検証の方法等について、お知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 御質問の公共サインの関係の実績ですけれども、修正箇所数は全部で18基、内訳につきましては、補助用看板が4基の修正、あと、大型青看板が13基の修正、それと、標識盤の取りかえが1基、合計18カ所ということで終わっております。

当初このサインにつきましては、2カ年で整備を行うということで、次年度の予定につきましては、全部で27基の予定を見込んでいます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） 今年度の今までの自主返納者の年齢区分ですけれども、直近の資料でいきますと、先ほど11月末現在で98人と申したのですけれ

ども、年齢別の資料が、申しわけありませんが10月末現在となりますけれども、それでよろしくお願ひしたいと思います。

65歳未満が2名で、65歳以上70歳未満が2名、70歳以上75歳未満が9名、75歳以上80歳未満が16名、80歳以上85歳未満が33名、85歳以上が18名となっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 続きまして、47ページ、児童福祉事務費の増、子どものための教育・保育給付費負担金3,510万7,000円、こちらの人数でございますが、内訳でいきますと、認定こども園藤幼稚園、こちら133名、大谷幼稚園が109名、ひまわり保育園28名、預かり保育の藤幼稚園分が50名、さらに預かり保育の大谷幼稚園分が54名、合計で374名でございます。

そのほかに、一時預かりということで子育て支援で延べ12名が入っております。

その下、認可外保育所利用者補助金213万9,000円の減でございますが、こちらの内訳は3歳児11名、4歳児11名、5歳児6名の合計28名となっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 農政主幹。

○農政主幹（佐々木齊君） 産地パワーアップ事業の補助内容についてでございます。

今回、産地パワーアップ事業でGPSの受信機などを設置することによりまして、作業の効率が10%ほど改善というのか、短縮、効率がみられるということで、産地パワーアップの事業計画をつくりまして、それが認められて補助を受けるものでございます。

検証は、基準年がありまして、基準年が令和2年だったかと思いますが、それから2年後の実際の作業を比較しまして、労働

時間の短縮が10%図られたとか、生産量が10%の向上が見られるという具合の基準を達成できたかということで、その計画が達成されたかということで検証するものでございます。

○議長（大原 昇君） 9番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 何となくわかったような、わからないような、今年度の補助ですから機械を入れるのは、今年度入れるのですよね。

そして、検証をするのは、令和2年度にGPS付の機械で実際に作業をして、どの程度減ったかというのは何年度と比べるのですか。それと、どういうふうに検証して、例えば、それが10%を割るような結果になったときに問題が起きないのかということが心配だったものですから、その辺いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 農政主幹。

○農政主幹（佐々木斉君） すみません。

説明が適切ではなくて申しわけございません。

平成31年度、令和元年度を基準といたしまして、この事業は令和2年度と令和3年度の2カ年の事業で計画しております。

その事業が完了した後、令和4年度の実績を比較しまして、令和元年度と比べて労働時間の短縮、作業効率の向上などが令和元年度の計画で出した指数と比較しまして、10%以上達成される見通しの計画ということで、今回採択を受けたものでございます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） わかりました。

多分10%以上の効率化は図られると思いますけれども、万が一、検証した結果がそれを下回るということになったら、補助金上、何か制約というか、ペナルティーみたいなことが、多分そういうことはないと思いますけれども、きっと既に先行でやって

いるところは効率化できているかと思えますけれども、その辺は、万が一そういう事例があった場合というのは、例えば補助金を減額されるとか、返しなさいということが起き得るのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 農政主幹。

○農政主幹（佐々木斉君） ただいまの成果目標の達成の状況でございますが、検証した結果、成果目標が仮に達成されなかった場合、産地パワーアップ事業は達成されるまで次の補助が受けられないというのがまず一つございます。

それともう一つは、達成されなければ、達成されない原因を分析いたしまして、それを改善して、さらに次の年に達成されるかどうかもう一度検証するという具体的なことで見られることになります。

現在のところ、それによって補助金を返還するという事はないのですが、達成されない原因の追及というのは、道とか国から求められまして、それに基づきまして、今回の場合は導入した農家の検証をして、課題を分析して達成に向けてもう1年取り組むという形で検証が進むこととなっております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私は2点ほど教えていただきたいと思います。

1点目は47ページの子どものための教育・保育給付費負担金、3,510万7,000円についてであります。

担当から説明を受けておりますけれども、美幌町については先ほど説明がありました藤幼稚園、大谷幼稚園、ひまわり保育園、子育て支援センターということであります。今回、10月1日から無償化になるということで新聞報道でもありましたけれども、美幌町はないと思いますけれども、便乗値上げがあったかお聞きしたいと思います。

あった場合について、新聞等でしかわかりませんけれども、それが国の補助対象になるかどうか、改めてわかれば教えていただきたいと思います。

2点目は、51ページの今質問がありました産地パワーアップ事業補助金の1億2,231万3,000円であります。内容についてはわかりました。

まず一つは、補助対象になっているということで、対象経費の補助率が幾らになるか、多分2分の1の間接補助だと思いますけれども、そこが1点と、もう1点は、2カ年事業の中でGPSとか、ブロードキャストとかドローンとかありますけれども、来年度については、別な機械もあると思いますけれども、小麦生産者に対して、この2カ年事業で機器を入れることによって農家世帯数をカバーできるのか、あるいは、小麦作付者に機械を入れるのですけれども、例えば今年度はどこの地区を考えているのかというのがあれば教えていただきたいと思います。

この2点お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの1点目、47ページの保育料無償化に伴う便乗値上げは美幌町についてはどうなのかということでございますが、美幌町についてはございません。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 農政主幹。

○農政主幹（佐々木斉君） 産地パワーアップ事業の御質問でございます。

補助率につきましては、対象経費の消費税を抜く金額の2分の1となっております。

それから、導入につきましては、まず、生産者の方が発起人になりまして、ICT推進協議会を8月26日に設置しました。小麦の生産者の中からICT推進協議会に加入した方が130人おります。130人の方が今回ICT協議会ということで補助

申請を行いまして、GPSのシステムなどを導入する方たちになります。

2カ年で、GPSは153台入れます。ブロードキャストにつきましては70台導入という予定になっているところでございます。

導入につきましては、町で全域の農家の中から130人ということになっております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 41ページの庁舎改築等事業費の増で、100万円の寄附を受けたということですが、庁舎の備品のための御寄附ということで、例えばこういうものと指定されてなされたのかということと、あと、備品を買った場合に、前にも質疑したことがあるのですけれども、何年もたってしまうと誰にどうやっていただいたかがわからなくなってしまわないようなことを考えられているのかということをもまず1点。

2点目といたしましては、ふるさと寄附金です。

去年は3,200万円、ことしは4,000万円ということですが、増額している要因、こういうことをやったからふえたということがありましたらお知らせください。

その2点です。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） まず1点目の御質問でございます。

今回、庁舎備品整備に役立てていただきたいということで、100万円の御厚志をいただいております。

こちらについては、何か特定の備品に充ててほしいという御指定は伺ってございません。広く役場庁舎建設にかかわって、さまざまな備品を整備することになりますので、そういった費用に広く充ててほしいと

いう御厚志でございましたので、この１００万円何か特定の備品に充てるということでは現在考えてございません。

○議長（大原 昇君） １１番岡本美代子さん。

○１１番（岡本美代子君） 私はいろんなものを見て、裏をひっくり返して見たときに、例えば寄附者が書いてあったら、いただいたのだというのが、自然と年月を経過するとわからなくなってしまうので、いただいたものには形というのでしょうか、そういう残したり、それからセンスよく名前を書いて後世に伝えるということが私は非常に大切ではないかと思っているのです。

ですから、御寄附をいただいた方に失礼のないようにしていただきたいなど。これからきつとこういうことが多いと思うのです。

ただ、何となくというのではなくて、こういうものにとすることが非常に大切ではないかと考えていますので、その辺どうでしょう。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議員の御指摘はそうだと思います。

御寄附をいただいて、何か形あるものというのももちろん大切なことだろうと思いますし、形がなくても、今回の尾島様の御厚志、思いをしっかりと忘れないで、備品全体で購入する際に充てさせていただいたというのは、ものではなくても忘れることのないようにしっかり対応していきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） ふるさと寄附金の増額についてですけれども、今年度の７月から、今までふるさと寄附金サイトを１件として、チョイスというサイトを使っていたのですけれども、７月からさとふるというサイトも追加しまして、その実績としまして、８月分、９月分の伸び率、これが相当数伸びておりますので、そういった

要因の中で今回補正させていただくものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第８４号平成３１年度美幌町一般会計補正予算（第７号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第８５号

○議長（大原 昇君） 日程第８ 議案第８５号平成３１年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案書の６３ページをお開き願います。

議案第８５号平成３１年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、一般被保険者の療養費の増額に伴う補正でございます。

平成３１年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０１万８、０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億２、２６９万３、０００円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、72、73ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費は、社会保険料の率改正に伴い、社会保険料等1万8,000円を増額するものでございます。

2款保険給付費は、支給実績の見込みにより、1項療養諸費を200万円増額するものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、5款保健事業費につきましては、財源調整でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、70、71ページをお開き願います。

2、歳入。

2款道支出金につきましては、保険給付費の増に伴い、保険給付費等普通交付金を200万円増額するものでございます。

4款繰入金につきましては、1項、1目一般会計繰入金を事務費の増額等に伴い、1万8,000円増額し、2項基金繰入金については、繰越金の増に伴い、財源調整により2,359万8,000円減額するものでございます。

なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料23ページに添付させていただいておりますが、1億9,861万2,000円となります。

5款繰越金につきましては、前年度繰越金2,359万8,000円の増額でございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第85号平成31年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3

号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第86号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第86号平成31年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案書の77ページをお開き願います。

議案第86号平成31年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金の確定及び市町村保険料等負担金の実績見込みに伴う補正でございます。

平成31年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ697万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億525万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、86、87ページをお開き願います。

3、歳出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成30年度の事務費精算に伴い、事務費負担金を112万6,000円減額し、保険基盤安定負担金の確定及び保

保険料の実績見込みにより保険料等負担金を
８１０万３，０００円増額するものでござい
ます。

次に、歳入について御説明いたしますの
で、８４、８５ページをお開き願います。

２、歳入。

１款後期高齢者医療保険料につきまして
は、実績見込みにより特別徴収保険料を３
６２万４，０００円、普通徴収保険料を２
８万９，０００円増額するものでございま
す。

２款繰入金につきましては、広域連合市
町村事務費負担金の減に伴い、事務費繰入
金を１１２万６，０００円減額し、保険料の
軽減措置分の確定に伴う保険基盤安定繰入
金を１０６万９，０００円増額するもので
ございます。

３款繰越金につきましては、前年度繰越
金の確定による補正でございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお
願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま
す。

これから、議案第８６号平成３１年度美
幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
２号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成
の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決
されました。

◎日程第１０ 議案第８７号

○議長（大原 昇君） 日程第１０ 議案
第８７号平成３１年度美幌町介護保険特別
会計補正予算（第４号）についてを議題と
します。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案書の８９
ページをお開き願います。

議案第８７号平成３１年度美幌町介護保
険特別会計補正予算（第４号）について御
説明申し上げます。

今回の補正につきましては、介護サービ
ス給付費等の実績見込みに伴う補正でござ
います。

平成３１年度美幌町の介護保険特別会計
補正予算（第４号）は、次に定めるところ
による。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出
それぞれ１，８５３万１，０００円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ
ぞれ１９億５，９７３万７，０００円とする。

第２項につきましては、事項別明細書で
御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、１０
０、１０１ページをお開き願います。

３、歳出。

１款総務費、３項、１目介護認定審査会
費につきましては、社会保険料の率改定に
伴い、２万１，０００円を増額するもので
ございます。

その下、２款保険給付費、１項介護サー
ビス等諸費につきましては財源調整でござ
います。

その下、２項介護予防サービス等諸費、
１目居宅介護予防サービス給付費につつま
しては、当初見込みより、短期入所、通所
リハビリ、福祉用具貸与、住宅改修等のサ
ービス利用者が増加しているため、７７
６万８，０００円を増額するものでござい
ます。

その下の３款地域支援事業費、１項介護
予防・日常生活支援総合事業費、１目介護
予防・生活支援サービス事業費につつま
しては、サービス利用者の増加に伴い、１、
０６４万５，０００円を増額するものでござい

ます。

その下、2目一般介護予防事業費につきましては、財源調整でございます。

102、103ページをお開き願います。

2項包括的支援事業費・任意事業費につきましては、おむつ利用者数の増に伴い、消耗品費を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、96、97ページをお開き願います。

2、歳入。

1款保険料、1項、1目第1号被保険者介護保険料1,219万3,000円の減につきましては、介護保険法改正により、介護保険料の低所得者に対する軽減対象範囲の拡大に伴い減額となるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、介護予防サービス費の増額に伴う増でございます。

その下、2項国庫補助金、1目調整交付金58万4,000円につきましては、介護予防サービス費の増額に伴う増でございます。

その下、2目保険者機能強化推進交付金につきましては、自立支援、重度化予防等に関する取り組みを支援するための交付金で交付額の確定に伴い、214万円を増額するものでございます。

その下、4款支払基金交付金及び5款道支出金につきましては、介護予防サービス費の増額に伴うそれぞれの負担割合に基づく増でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は、介護給付事業の増に伴い97万1,000円、2目地域支援事業繰入金は、地域支援総合事業における介護予防・生活支援サービス費の増に伴い860万2,000円、3目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険法改正による低所得者に対する軽減対象範囲の拡大に伴い1,219万3,000円、4目その他一般会計繰入

金は、事務費の増に伴い2万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

98、99ページをお開き願います。

2項基金繰入金159万円の増につきましては、今回の補正財源を介護保険基金に求めるものでございます。

なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料23ページに添付させていただいておりますが、3,400万4,000円となります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第87号平成31年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、14時55分といたします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第88号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第88号平成31年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案１０５ページをお開き願います。

議案第８８号平成３１年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第２号）についてを御説明申し上げます。

平成３１年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、補助対象事業費及び起債対象事業費の減額、終末処理場の維持管理等委託と委託料の減額及び平成３０年度発行分の起債借入利率の確定に伴う公債費の減額補正等を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，６２５万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億８，２７６万８，０００円とするものであります。

第２項につきましては、事項別明細で御説明申し上げますので、１１４ページ、１１５ページをお開き願います。

失礼しました。

地方債の補正。

第２条、地方債の変更は、第２表地方債補正による。

第２表、地方債補正。

起債の目的、公共下水道事業、補正前の金額７，９３０万円を補正後７，６７０万円にするものでございます。

議案の１１４ページ、１１５ページをお開き願います。

３、歳出であります。

１款、１目一般管理費、公課費１４１万４，０００円の減につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告に伴い、その後、中間納税額が確定したことに伴う減額であります。

次に、２目維持管理費、委託料４４万２，０００円の減につきましては、終末処理場維持管理業務委託の長期継続契約に係る

見積減及び電気保安管理業務減による減額であります。

その下、３目建設費、委託料１，７３０万円の減は、国の社会資本整備総合交付金の配分減による減額であります。

次に、２款公債費、償還金利子及び割引料３０９万６，０００円の減につきましては、平成３０年度発行分の起債借入利率確定に伴う利子償還金の減及び平成２０年度発行分の下水道債の借入利率の変更に伴う利子償還金の減であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、１１２ページ、１１３ページにお戻り願います。

２、歳入。

公共下水道事業費補助金８６５万円の減額は、補助対象事業の減による減額であります。

一般会計繰入金１，６７６万１，０００円の減は、今回の補正に伴う財源調整によります一般会計への繰戻しであります。

前年度繰越金１７５万９，０００円の増額は、前年度繰越金を予算化するもので、平成３０年度予算における繰越金は全て予算化されるものでございます。

町債、公共下水道債の減につきましては２６０万円の減でございます。

以上、御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第８８号平成３１年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 8 9 号

○議長（大原 昇君） 日程第 1 2 議案第 8 9 号平成 3 1 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案の 1 1 7 ページをお開き願います。

議案第 8 9 号平成 3 1 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）についてを御説明申し上げます。

平成 3 1 年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、個別排水処理施設使用料の改定及び消費税の中間納税額が確定したことに伴う増額を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5 1 5 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

第 2 項につきましては、事項別明細で御説明申し上げますので、1 2 6 ページ、1 2 7 ページをお開き願います。

3、歳出であります。

1 款、1 目一般管理費、公課費 7 万円の増につきましては、消費税及び地方消費税の確定による中間納税額の確定に伴う増額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、1 2 4 ページ、1 2 5 ページにお戻り願います。

2、歳入。

個別排水処理施設使用料、6 0 万 7, 0 0 0 円の増額であります。使用料改定に伴う増額であります。

一般会計繰入金 5 6 万 1, 0 0 0 円の減であります。今回の使用量増に伴う財源調整のため、一般会計繰入金の減額をするものであります。

その下、前年度繰越金 2 万 4, 0 0 0 円の増は、前年度繰越金を歳入に予算化するので、平成 3 0 年度決算における繰越金は全て予算化されるものであります。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 8 9 号平成 3 1 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 9 0 号

○議長（大原 昇君） 日程第 1 3 議案第 9 0 号平成 3 1 年度美幌町水道事業会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案 1 2 9 ページをお開き願います。

議案第 9 0 号平成 3 1 年度美幌町水道事業会計補正予算（第 4 号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第 1 条、平成 3 1 年度美幌町の水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、事業費確定に伴う減額補正を行おうとするものであります。

収益的支出の補正、第3条及び資本的収入及び支出の補正、第4条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

131ページをお開き願います。

企業債の補正。

第5条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

量水器収納筐設置事業の限度額1,370万円を、事業費の確定に伴い180万円を減額し、1,190万円とするものであります。

たな卸資産購入限度額の補正。

第6条、予算第8条に定めたたな卸資産の購入限度額1,911万4,000円を1,808万2,000円に改めるものでございます。

次に、132ページ、133ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的支出であります。

営業費用、総係費の委託料334万5,000円は、事業確定に伴う減額補正であります。

その下、営業外費用、支払利息の企業債償還利息14万5,000円の減額は、平成30年度発行の企業債借入利率の確定に伴う支払い利息の減額であります。

次に、134ページ、135ページをお開き願います。

資本的収入。

企業債、量水器収納筐設置事業180万円の減額は、事業確定に伴う減額であります。

次に、136ページ、137ページをお開き願います。

資本的支出であります。業務設備費、量水器筐取替費の量水器収納筐設置委託料

70万6,000円及び量水器筐103万2,000円の減額は、事業確定に伴う減額補正であります。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 137ページの事業確定による減ということだったのですが、量水器筐については、当初予算に対して何パーセントぐらい減額になったのか、入札なのかわかりませんが、落ちたのは当初予算に対して何パーセントぐらい落ちたのか教えてください。

数量ももしわかれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） ただいまの御質問でございます。

量水器筐の数でございますが、当初134カ所に対しまして、実施は126カ所、8カ所の減となっております。

また、当初予算に対する見積もり等の減でございますが、パーセンテージは押さえておりません。

今あります数字でいきますと、設置委託料、13ミリメートル、6万4,570円の予算に対しまして、6万2,640円、20ミリメートル、7万1,610円に対しまして、6万9,120円、また、収納筐自体の価格でございますけれども、13ミリメートルが3万7,570円に対しまして、3万780円、20ミリメートルが4万8,449円の予算に対しまして、4万1,580円となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 設置委託料は当初予算より、実際見積もった結果下がっている率はそうでもないのですが、筐が、13ミリメートルも20ミリメートルも、当

初予算に対して実際の契約で大幅に下がっています。これは毎年設置をしているわけですが、なぜ予算に対して大幅な減額になったのか、減額になる理由や状況があればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） ただいまの御質問でございますが、予算の作成に当たりましては、当該業者、関連業者から見積もりをいただいて予算措置をしているところであります。

実施の部分につきまして、見積もり案内をして、今回でいきますと2社だったかと思えます。見積もりをして1番安いところということで実際の確定ということになっております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 例年この事業をやっておりますが、減額の率が高かったものですから、例年当初の予算の見積もりに対して、実際に契約、執行したときに、大体このような下がりがあるのでしょうか。

それとも、ことし特に見積もりの結果、大きく予算よりも下がったということなのか、その辺御説明ください。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） 今年度につきましては、昨年度の見積もりの段階で材料等が高騰するということでの見積もりをいただいて予算措置をしたところでありますけれども、現実の入札については、それまでの価格に近い形で応札していただいたということになっております。

また、来年に向けてすでに準備をしておりますけれども、値上がりするということで見積もり等も入ってきていますので、本来であれば、今年度から値上げをしたかったというお話もいただいているのが現状でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第90号平成31年度美幌町水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第91号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第91号平成31年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書の145ページをお開き願います。

議案第91号平成31年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、診療に必要な消耗品、施設の維持に必要な修繕料、職員駐車場の除排雪費用について増額の補正を行おうとするものであります。

第1条、平成31年度美幌町の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げますので、146、147ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

1款、1項、3目経費のうち、消耗品費の診療用消耗品類等は、人工透析用の透析用水フィルタ、感染対策用の消毒石けん、

手指消毒材等の使用数量が増加していることから、５３万円を増額するものでございます。

修繕費の診療用機器等修繕料は、外来及び病棟で使用している電子カルテの出力用プリンター１０台分の部品交換修繕として５７万１,０００円を、その他施設器具等修繕料は、暖房用設備、病室等の換気設備、院内連絡用のＰＨＳ設備など、老朽化による部品交換の修繕対応として１７２万９,０００円を増額するものでございます。

委託料の駐車場除排雪業務委託料は、町コミュニティセンター裏を借用しております職員駐車場の除排雪を行うための委託料として、新たに４５万円を計上するものでございます。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第９１号平成３１年度美幌町病院事業会計補正予算（第３号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 陳情第１号

○議長（大原 昇君） 日程第１５ 陳情第１号網走川河畔公園パークゴルフ場の整備についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題としました陳情第１号については、会議規則第９２条の規定により、所管の総務文教厚生常任委員会に付託し、

閉会中の継続審査としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第１号については、総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第１６ 意見書案第１１号

○議長（大原 昇君） 日程第１６ 意見書案第１１号国による妊産婦医療費助成制度創設並びに福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第１７ 報告第１４号

○議長（大原 昇君） 日程第１７ 報告第１４号専決処分 of 報告について。

お手元に配付しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第14号専決処分の報告についてはこれで終わります。

◎日程第18 報告第15号

○議長（大原 昇君） 日程第18 報告第15号定期監査報告について。

お手元に配付しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第15号定期監査報告についてはこれで終わります。

◎日程第19 報告第16号

○議長（大原 昇君） 日程第19 報告第16号例月出納検査報告について（8月～10月分）。

お手元に配付しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第16号例月出納検査報告について（8月～10月分）はこれで終わります。

◎日程第20 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第20 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のおり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和元年第8回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 3時23分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員